

2477  
3  
205

文學士 高田早苗註釋

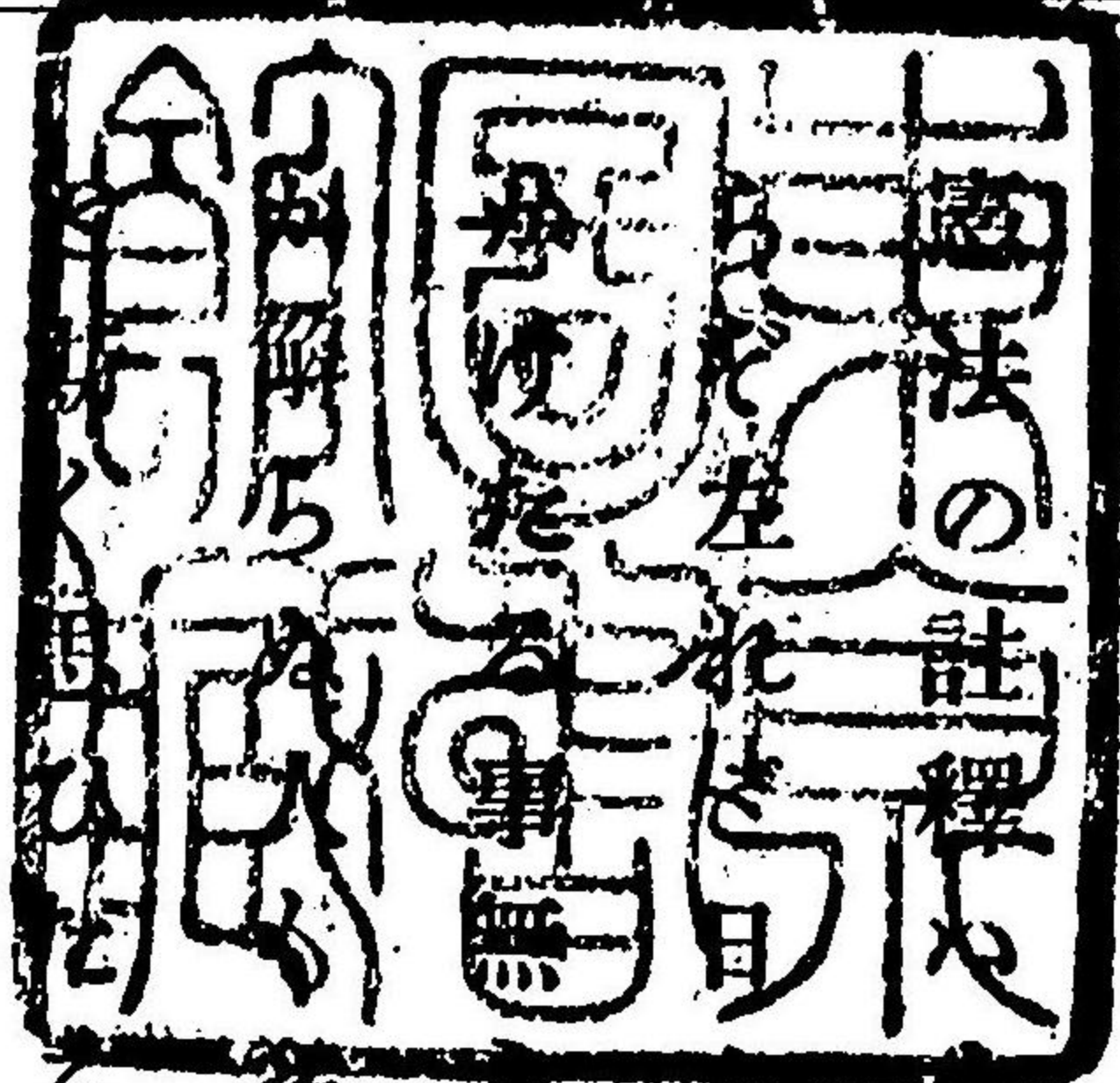
通俗  
大日本帝國憲法註釋

東京出版會社藏版



No. 16447

序



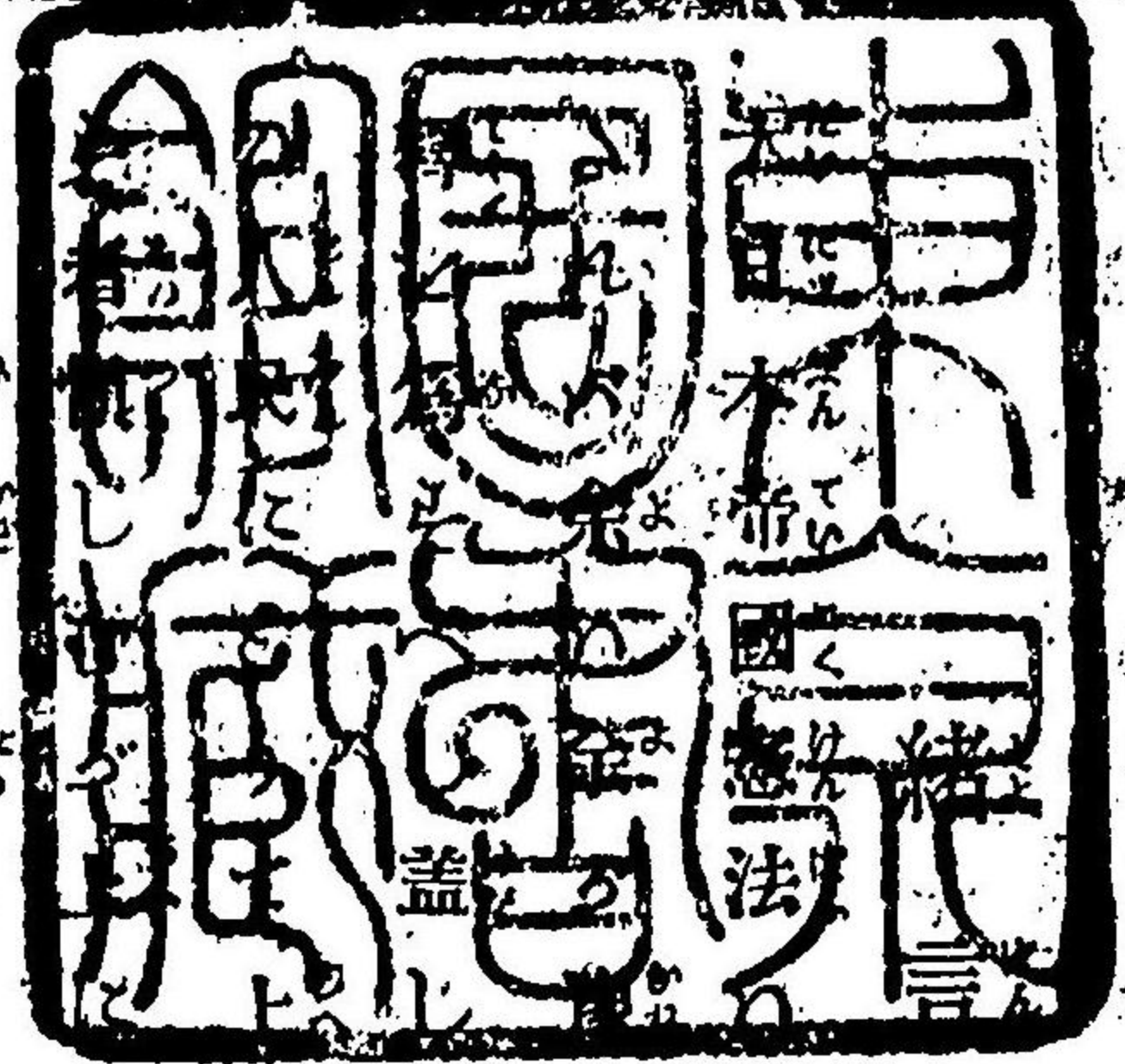
十年や一年にて出来べき  
 憲法の註釋は  
 日本に於ては  
 人民の今まで憲法なる者を  
 諷  
 さが故に何んの事だか何んな物な  
 多かるべし解らぬ時は一大事なり  
 るが故に筆を採りて通俗の註釋を  
 爲せり固より余の學力に無け無しなり其の無け  
 無し  
 無しの學力もこの註釋の爲に用ひ盡したるにあ  
 らざれば自慢をいふべきほどの著述にあらざ然



午時15  
897

通俗大日本帝國憲法註釋

文學士 高田早苗



去る十一日と以て彌よ御發布に相成り  
て懐く所の講壇改進の趣意に基き其註  
大日本帝國憲法の日本の國にとり日本  
あき大切の法律あればこれを説明と爲  
も慎しまざる可からせ其發布後未だ多  
くの日數も經ざる今日より直に註釋を  
卒の嫌あきに非せと雖も四千萬の同胞悉とく學者にあら  
せして折角憲法と拜受しかから其何なるとさへ辨へざる  
者處からざると見て、甚ぶしさに至ての憲法様の御迎に

しながら正條と同じ事を只た平たく書きならべ  
てこれが通俗の註釋で御坐候といふのも少し  
異り若しこの註釋にしては世間に多き堂々たる  
名註釋の行わたらぬ所に行きわたらば其を六か  
しがる人の参考となるあらば多少暇を費したる  
甲斐ありといふべきなり

明治廿二年四月

半ヶ峯居士誌



何處まで行くのかと問ひ憲法發布と絹布の法被と給るが  
爲ありと誤解する者あると見ての勢ひ猶豫し難きあり左  
れば余の是より帝國憲法の註釋に取かゝり勉めて通俗と  
旨としこれが説明と試むべし短かき時間多忙ある一身の  
許を限り穿鑿とあして正しき説明と爲そことと勉むべし  
余の帝國憲法と註釋する者の責任重大あることと深く感  
ぜるものあると以て通俗の二字に通途とこしらへ置き杜  
撰ある説明と爲そが如き余の欲せざる所あり若しこの  
註釋にして幸に俗に通せば豈俗からざる人の参考より難  
き理由あらんや  
大日本帝國憲法の註釋と爲そに當り先づ説明しと要する  
の憲法といふことあり憲法の神にあらせ佛にあらせ憲法

發布の絹布の法被にあらせ憲法といふの法律の一種にし  
て憲法發布との其法律と畏くも天皇陛下が樞密院顧問  
といふ年寄共に御相談あらせられ親しく御定ありて我々  
人民に授け給ふことといふあり扱て憲法との法律の一種  
かから借金と返さぬと身代限り申し付る悪いこととを  
と懲役に遣るといふが如き法律との大に性質の異なる所  
り昔より法律學者の法律と二種に分てり即ち公法私法の  
區別これあり公法との公けの法律といふことにして私法  
との私しの法律といふことあり左りあがら公法との政府  
の法律にして私法との自分の法律ありといふ譯にのあら  
せ公法との對手方の一方政府にして一方人民ある法律に  
して私法との對手方の雙方とも人民ある法律といふあり



扱この公法と稱する法律の中に彼の刑法治罪法國際法  
これに少しばかり性質の異なる所あれどこれに説く(の  
如きもの皆含まるゝが憲法の如きも亦無論公法の部類に  
入るべき者あり  
憲法の公法と稱すべき法律の部類に入るべき者あり何と  
あれは憲法の政府と人民との關係を定むる者あればあり  
憲法との如何ある者あるといふ事に就て西洋の學者種  
々の説を爲すが中に左に掲ぐる者の最も詳ろあるが如し  
憲法との國の政權と司る人其相互の關係法律と制定せ  
る方法及之と執行せる方法並に國民の虐政に對して如  
何ある防禦の道と有するうと定むる所の諸般の規則習  
慣といふ

右の定義と一々説明せることの随分煩はしき事あれば  
ト解り易く説明さんに憲法といふ法律の誰れが國の政  
治とせる權利と有し居るう若し一手にて有し居らば其權  
利と持合ふ姿ある時其相互の關係の如何ある者乎又法  
律とこしらへるに當りて誰れが相談してこしらへる  
のう其法律と行ふに如何ある手續に依る乎若し政府が  
悪しき政と行へる時に人民の如何にしてこれと防ぐ敷  
等の事と定めざる者あり今一口にこれと云へば憲法出る  
と共に人民の政治に關係せると得て法律とこしらへるに  
當り相談に預るを得るあり自ら相談に預らざるも氣に入  
りざる人と代人として國會に出し相談に預らしむるを得  
るあり左れば大日本帝國憲法の前文(英語にてプリアンプ



ルといふ中にても天皇陛下詔して  
朕祖宗ノ遺烈ヲ承ク萬世一系ノ帝位ヲ踐ニ朕ガ親愛ス  
ル所ノ臣民ハ即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所  
臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ増進シ其懿徳貞能ヲ發達セシ  
ムルコトヲ願ヒ又其翼賛ニ依與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶  
持セシコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ  
履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕ガ卒由スル所ヲ示シ朕ガ後  
嗣及ビ臣民及ビ臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行ス  
ル所ヲ知シム  
云々と宣へり即ちこゝに翼賛といふハ人民ガ其代人ト出  
し法律とこしらゆる場合に天子の御相談役ならしむる意  
味あり憲法の性質のあらまし斯くの如し要するにこの法

律出でさるが爲め人民政治に關係するごとく得べく政治  
に關係するを得と以て壓制と免かるゝと得べきが故に人  
民たる者深く其發布と悦ばざる可らば  
憲法の如何ある者ぞといふことハ大概前に述べたる所に  
よりて明かあるべければこれより一歩を進めて憲法に數  
多の種類あることと説明をべし憲法の其こしらへ方即ち  
制定の方法より二種に分れ其裁の上より二種に分れ  
又其修正の方法即ち直し方の手續より觀るも二種に分  
つと得べきあり憲法の其制定の方法上より欽定憲法國約  
憲法の二種に分つと得べく其裁の異なるよりして成典憲  
法不成典憲法の二種と爲まべく而して其修正の手續より  
軟性憲法硬性憲法の差別の起れり先づ欽定憲法國約憲法



の差別と説んに欽定憲法と天子自ら定め給ひて人民に授與し給ふ憲法にして國約憲法と人民が自身集りて相談し若くは自分の代人と出し相談せしめてこしらゆる憲法あり此欽定國約二憲法の得失に就ては昔より學者間に種々の説あり或は憲法の國約からざれば不可あるが如く云ふものあれどもその僻事あるべし欽定國約の區別のみにこしらへ方の區別に過ぎず所謂細工の流々仕上げを御覽じろにして憲法の善惡のこしらへ方の如何に依らば仕上げの如何に依るものあるべし且古來天子と奉戴する國にして國約により憲法と定めざる例稀れあり北亞米利加合衆國の憲法佛蘭西共和國の憲法の如き何れも國約の憲法と稱すべき者あれどもこれらの國々の皆を天子無き國

あり共和政治あり英吉利の人民の如き古へより屢ば天子と争ひ強て天子に迫りて憲法と發布させざることありやれども然りも其表面の軀裁の一として欽定の形を爲さざるの無し左れば君主國に於ては即ち天子の在る國に於ては憲法の皆を欽定あるべきものと心得て然るべき乎今度發布されざる大日本帝國憲法の如き無論欽定憲法と稱すべき者あり次に憲法軀裁上の區別即ち成典憲法不成典憲法の區別と述べんに成典憲法といふ一の法典の中に憲法に關する箇條が凡て含るゝものといひ不成典憲法といふ一の法典の中に憲法に關する箇條の凡て含蓄せられれば別にこれら憲法ありといふ者も無く或は法律の中に或は仕來りの間に



憲法と以て定るが如き事柄の定めあり行はれ居りて自然  
其國の政府と人民とがこれを守り居る様に成り居るものとい  
ふあり斯く云ふ時に讀者諸君の中或の奇異の思ひを爲  
そ人もあるべし讀者諸君の中に憲法といへば我が日本  
帝國の憲法の如く一つの法典の中に憲法に關する凡ての  
條項盡とく含み居る者に限るが如く思ふ人あるべけれど  
必ましも然らざるあり日本帝國の憲法の所謂成典憲法と  
いふ者あれば斯く一法典の中に凡ての事と含み居れども  
彼の英吉利の憲法の如き大に異れり英吉利にて憲法と  
稱する者古より政府と人民と争ひと生じざる場合に  
政府より出しざる數通の証文國會に於て人民の代人が相  
談して定たる人民の權利に關する法律及別段法律に名文

の無れど昔よりの仕來りにて法律と同じ効能ある習慣等  
種々のものとして總稱する語あり蓋し日本の勿論亞米利加獨  
逸佛蘭西伊太利等と始めとし歐米各國にての大概或る定  
りある方法として憲法と制定し或る定まりある時にこれ  
と發布しある者あれば自ら凡ての事柄と一つの法典の中  
に含み居れども英吉利にての別段或る定まりある時に憲法  
と制定しありといふ事も無く長き間必要の場合に次第々  
に出來上りあるものあれば斯く難敷ある跡裁と爲そに至  
れるありことと以て近き百年の間に三百五十の憲法博士  
リールの調査に憑る日本を加ふれば三百五十一とある  
べし世界の各國に於て制定されされど何れも成典憲法に  
して不成典の憲法といふのもある事無し何とあれば憲



法と制定するといふこと、これを成典に爲すといふこと、  
あれはあり所謂不成典憲法の英國に限り英國に  
べき等あり而して大日本帝國憲法の所謂成典憲法あるこ  
と既に前に述べたるが如し  
成典憲法不成典憲法の區別の既に了解されたるからんが  
この二種の憲法の何れが宜しきやといふことに就て彼れ  
是と議論あり左りあがらこの議論とこれに委しく述べるの  
必要の無かるべし何とあれは所謂不成典憲法ある者の憲  
法の本案本元に限るものにして他の國々其本案本元の制  
度に倣ひ憲法と制定するに當り殊更に不成典憲法に爲そ  
こと、今まで曾て無きことにしてこれから先とても決し  
て無きことあればあり然れども筆序に一寸得失の概略と

述んに彼の不成典憲法の民情風俗に應じて自然ある發達  
と爲すの利ありと雖も一の法典に纏り居らざれば慣れぬ  
者への解し難く随つて政府と人民との間に争ひを生ずる  
の場合に人民の方恒に非分に陷るの畏れあり憲法の不成  
典あるが宜しきとといふの少し生意氣ある論者の言草あ  
るべし何んでも纏めて書て貰ふが宜し纏めて書て貰ひ  
る上後生大事にこれを守ることが宜しかるべし  
扱てこれよりの憲法修正の手續上より生じうる軟性憲法  
硬性憲法の區別と説くべし軟性憲法と「やはらうき憲法  
にして硬性憲法と「かたき憲法あり抑も憲法の國民にと  
りて上無き大事の法律あればこれと貰ひこれと重んぜざ  
る可うらざるの勿論の事ありと雖も數年數十年と經る



後多少の不都合と見出し終に手と入るゝと要することあり其全體とこしらへ直るといふが如き事無きも彼所此所を繕ひ直る必要の生る事あり扱てこの手入繕ひ直し即ち憲法修正といふことと爲るに當り或國にては極めて手輕ある手續にて爲ることと得るも他の國にては極めて手重ある手續と要するありこの手輕ある手續にて修正と爲ると得る憲法と軟性憲法といひ手重ある手續と要せざれば修正し難き憲法と硬性憲法といふ云ふあり今こゝに軟性憲法硬性憲法の例を擧げんに英國の憲法所謂軟性憲法と稱する者あり何とあれば英國の國會の通常法律と議決すると同一の手續と以て憲法の簡條と議決すると得ればあり或學者の云へるが如く英國に於ては

倫敦ヲックスフォール間に鐵道と布設すべき會社に免狀と與ふることを議決すると同一の手續と以て王位相續の法と議決し英吉利愛爾士分離の事とも議決し得べし英國に於ては憲法と通常法律との間に差別無し只事の大輕重によりてこれの憲法これの通常法律と差別するに過ぎざるのみ扱又何れの國の憲法硬性憲法あるうといふに佛蘭西の憲法白耳義の憲法亞米利加の憲法其他歐洲各國の憲法硬性憲法あるが多し佛蘭西及び白耳義の國會の如き通常の場合に憲法修正と議決する權を有せ亞米利加の國會亦然りこれらの國に於ては別にそれの手續ありて修正の事と定むるあり憲法の硬さが善き又軟き方が宜しき乎日本の憲法の



軟き憲法乎或の硬き憲法乎といふことと次に説明を  
し憲法の硬きが善きや軟きが善きやといふ問題の少しく  
答辨に困しむあり好い加減が宜と答ふるの外致し方無し  
思ふに英吉利の憲法の如き軟うき憲法の外の國にあら  
ざるべし又出來ざるべし左りあがらあまりコツくと硬  
き時の人民從來の憲法と不便としる場合に其修正の難  
きに苦しみて革命と起るが如き虞無しとせ左れば憲法  
のグニヤくからせコツくからせ何んでも好い加減が  
宜しきなり而して日本の憲法の所謂硬性憲法と稱する者  
ある事其序文に將來若し此憲法の或條章と改定するの  
必要ある時宜と見るに至らば朕及び朕が系統の子孫の  
議の權と取り之と議會に附し云々とあり同じく第七十三

條に將來此憲法と改正するの必要ある時の勅令を以て議  
案と帝國議會の議に付すべし云々とあるによりて明かあ  
るべし  
以上余の憲法の如何ある物ある乎といふこと即ち其定義  
及其公法と稱する者ある事憲法に欽定國約成典不成典軟  
性憲法硬性憲法の區別あること及び大日本帝國憲法の欽  
定憲法ある事成典憲法ある事硬性憲法あることと説明し  
るれば緒言とこゝに終りて彌よ本文の註釋に取かざるべ  
し

### 告文勅語及び前文

今憲法の正條と註釋するに先ちて一言説明し置く必要  
あるの告文勅語前文の事あり告文といふの賢くも天皇



陛下が憲法を發布し給ふに當り皇祖皇宗即ち御先祖神  
武天皇を始め奉り歴代の天皇の御靈に向はせられて今  
度祖宗の御趣意を繼がせられ其御威靈の佑と假らせら  
れて帝國の基礎する可き憲法を制定し給ひさることと  
告げ且此憲法を陛下自ら破り給ふが如き事決してこれ  
無からんことと誓ひ給へるものあり次に勅語との憲法  
發布式の時に陛下が玉音朗々に讀上げ給ひさるものに  
して憲法發布の御趣意の國家の繁昌と人民の幸福とを  
思し召ての事あれば人民さる者この憲法によりて得さ  
る權利により陛下と翼賛し負擔と分ち奉らんことと陛  
下の疑ひ給はざる旨と普く陛下の臣民に勅し給ひさる  
者あり右の告文及び勅語の憲法の一部にあらま憲法

發布の事と皇祖皇宗に告げ臣民に勅し給へる一時のも  
のさるが如くあれども告文中に陛下が憲法を履行し  
て違背し給ふまじといふ御誓約と載せ勅語中に臣民  
に政事の負擔と分ち給ふべき旨と載せさると以て何れ  
も大切の者あること論と俟させ  
次に前文といふの 天皇陛下の御名御璽と附して憲法  
の首に載せさる者にて憲法の序文とも見做すべき者さ  
り抑も憲法に前文と附するの日本の憲法に限らず各國  
の憲法に皆前文ありといふ次第にて無ければ前文  
ある者頗る多し而して憲法の前文ある者の憲法發布の  
理由若くは憲法の精神等とあらまし書き載せさる大切  
ある者あれば憲法を註釋する者殊に前文に注意する者



り例へば亞米利加合衆國憲法の前文ある我等合衆國の  
 人民云々といふ文字の如き亞米利加の憲法と註釋する  
 者の大に意と注ぐ所の文字にしてこれに就て種々議論  
 の起りたることありたり  
 大日本帝國憲法の前文も亦容易に看過し難き大切なる  
 文字あり大日本帝國憲法の前文の凡そ六節に分れり  
 其第一節の憲法發布の御趣意にして日本の人民の天皇  
 陛下の御先祖御歴代が可愛がらせ給はるる臣民ある事と  
 思し召してこの度其幸福と増し其智徳と發達し且其翼  
 贊に依り日本國と彌々繁昌からしめんと思ひ立させら  
 れこの憲法と制定し給はるれば今後陛下及陛下の御子  
 孫の其餘項と自ら守り給ふべく今の人民及び其子孫も

亦永く之と守り行ふべき事と示されたるものなり第二  
 節のまゝ第一節に譲らざる緊要の文字にして日本國と  
 治め給ふ大權の天皇陛下が御先祖より承け嗣ぎ給はる  
 る者おられべきハリ向後も陛下及び陛下の御子孫に屬そ  
 る事無論あり左りあがら今後憲法の箇條に循ひこの  
 大權と行はせらるべく恣に行はせられまじき旨と載せ  
 たり  
 第三節の陛下が其大權を以て人民の權利財産を犯し給  
 ふ事無るべき旨と誓はせ給はるるものにて大切なる事  
 多言と俟ふを第四節の豫ねて明治十四年を以て詔せら  
 れるる如く來る明治廿三年に彌々第一の國會を召し  
 集めらるべく就て其開會の時よりこの憲法と有効な



らしむる事と記し憲法の去る十一日と以て發布せられ  
 ざるも其彌よ有効とあるの一年の後ある事と云へり  
 蓋し如何ある法律も發布の其日より直に施行せらるる  
 といふの無き事あり憲法の最も重要なる法律の事かれ  
 べ其彌よ有効とあるまで一年の猶豫と要するの無論あ  
 るべし扱又前文の第五節の既に前にも述べたるが如く  
 憲法修正の手續と載せ憲法修正の必要ある時の天皇の  
 御意と以て國會に議せしめられ國會が恣まゝに修正の  
 議と唱ふる能はざることと記せり蓋し憲法が欽定ある  
 上のこれと修正する手續も斯くある可き筈あらん乎而  
 して前文の第六節に内閣大臣がこの憲法と施行する  
 責任あること今日の日本人民未來の日本人民即ち我々

の子孫に至るまでこの憲法と守るべき義務ある事と掲  
 げたり  
 右の憲法の告文勅語及び前文に關する説明の概略あり  
 告文勅語の事の暫く措き前文のみに就て云ふも斯くの  
 如き周密にして明瞭ある前文の各國の憲法に比類尠し  
 といふべし余の日本憲法の良き憲法ある事と信ぜざる者  
 あるが其良憲法ある所以の前文を一讀して既に明か  
 りといふべし

憲法正條

大日本帝國憲法の七章七十六條に分る歐米各國の憲法  
 と比較する時の簡短なる方あり歐米各國の憲法の隨分  
 種々雑多の箇條と含むが如くあるに我帝國憲法の簡短



と明瞭と主として制定せられ議論の種ともある可き  
箇條の多く議院法撰擧法の方に移して憲法の中に載せ  
るを以て其完璧とあることを圖られざるの感服の外無し  
第一章の凡て天皇に關する箇條と載せざり今次第と追  
ふて説明を爲さん

第一章 天皇

第一條 大日本帝國の萬世一系の天皇之を統治せ

接するにこの箇條の大日本帝國の國體と大日本國に君臨  
し給ふべきの如何ある御家筋の方あるうと定めざる最  
も大切ある箇條あり即ち大日本帝國の「とあるはよりて  
この大日本國の政體の君主政體といふ政體ある事と明  
かにしより殊更にこゝに云ふまでも無き事あから政體

にの君主政體貴族政體共和政體といふ差別ありて君主  
政體といふ一人の君主が君臨し給ふ政體を一人  
政體とも稱へ得べく貴族政體といふ少數の貴族が主と  
あり政治を爲すの國あれば少數政體とも稱すべく共和  
政體といふ多數人民が主とありて政治を爲すの政體を  
ば多數政體若くは民主政體と稱すべし扱て君主政體と  
稱する政體の中にて王號と稱する君主と戴く者あり帝  
號と稱する君主と戴く國あり日本國の君主にて在しま  
す所の天皇陛下の王にて在しまさるる皇帝にて在し  
ませば扱こそこの國と帝國といふ云ふあり  
大日本帝國憲法の第一條の日本國の共和政體の國にあ  
らるる貴族政體の國にあらず又王國にもあらずして君主



政体中の帝政の國ある事と明かにしざる上に其帝政の國と支配し給ふ御方の萬世一系の天皇に在しませ事と明かにしざり萬世一系との申せまでも無く神武天皇以來否神孫降臨以來よりそめにも御系圖の紊れざる天皇とす事にて即ち今の皇室が千代も八千代も日本國の御主に在ませ事と示しざるあり實に帝國憲法のこの條の外國の憲法が眞似たくも眞似能はざる箇條にして日本人民が外國の人に向ひ宜しく自慢すべき箇條ありといふべし

第二條 聖位の皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承せ

第一條の日本國の國體と日本國に君臨し給ふべき皇室

と示しざる者あるがこの第二條の其皇室の御相續の方法と定めざる者あり抑も皇位繼承法即ち皇室御相續の方法の別に帝室典範と稱する皇室限りの御規則と以て委く定められされべきに其大要と掲げざるのみあり左りあがらこの箇條のみと見るも皇男子孫云々とあるが故にこれより後日本の天皇とせらるべき御方の男子と定まり女子の寶祚と繼承能はざることとあるや明かりあり謹みて皇室典範と按るに其第一條に於て「大日本國の皇位の祖宗の皇統にして男系の男子これと繼承せ」云々とあり即ち女皇族の天皇とある能はざ女皇族の御子孫たる男皇族も亦寶祚と踐み給ふ能はざる事とされるあり思ふに女帝即位の事に就ては各國の



制同じからせ或國にての全く女子の君主とある事と禁  
 じ或國にての皇族中の本筋の勿論分家の中ありとも男  
 子ある時の女子と立てて一人も男子無き時に限り女子  
 と立て又或國にての皇族の本筋に男子無き時の分家の  
 男子として位に即りしめ本筋の女子と立るの規則あ  
 り則ち第三の場合の女子の即位とべき機會最も多く第  
 二の場合と第三に比すれば女子の即位とべき機會少  
 きも全く望み無きにあらず而して第一の場合の如何ある  
 事ありとも女子の即位と許さざるあり我日本にての從  
 來女帝と認ける例あきにあらず天照皇太神のことの暫  
 く措き推古皇極持統元明元正孝謙明正の諸帝の替女帝  
 ありしと今度漸に皇室典範と定められ自今以後女皇族

第三條 天皇の神聖にして侵せべからず

の實祚と繼ぎ給ふこと能はざる制とあれり何故に斯  
 く定められざるの余の識る所にあらずと雖も我國に  
 ての西洋の如く庶子の踐祚と禁するの制無くまゝ宗教  
 の如何によりて踐祚と禁する等の事無ければ皇族中男  
 子と欠くが如き處處さぐ為めと女子の大統と繼ぐの素  
 と變例ありといふ理由に據れる者あるべし  
 此の箇條の政治上よりいふも常事に就ていふも天皇の  
 御身體の神聖といふて神々しき御身體あれば如何ある  
 者も侵そ能はざることを示せるあり先づ政治上の事よ  
 り説明と爲さんに天皇の政治上神聖にして侵そ可から  
 ざるが故に随つて政治の善惡に關し責と負ひ給はせ万



一如何様ある過失ましまさとも我々人民が陛下を責め奉ること叶ひ難きあり尤も陛下政治の實に任じ給はざればとて誰人も責と負はざといふ次第にて無し若し政治に過失ある場合に於て國務大臣即ち内閣の諸大臣が其責を負ふべき筈あり抑も皇帝の責任と有し給はざして大臣責任と有るといふの英國に於て發明せる事にして行末永く上と下との和睦と保つにこの上無き好き發明あり英國にて「王の惡と爲し能はざ」といふ諺ありてこの義理と明にし政治上の事の向によらざ大臣責を負ひて君主の責を負ひ給はざ其後歐羅巴大陸の各國に於ても英國の制に倣ひざる所多く或の憲法の中に於て殊更に皇帝の無責任ありと記しざる所あり日本

帝國の憲法にの旨に天皇の神聖にして侵す可らざる旨と記るして殊更に無責任といふことと記載せざれど神聖にして侵すべからざるからに無責任に在まざること勿論あるべく且第五十五條に國務各大臣の天皇と輔弼し其責に任せ云々とあるが故に君主無責任大臣責任の憲の明瞭ありといふべし  
 天皇政治上の責任を負ひ給はざ國務大臣責任を有せることに就ての尙ほ述べべき事もあれどその第五十五條を解釋するに當りて述ることと爲し天皇の常事においても無責任に在しませざることと説明せんに萬々が一日日本未來の天皇にして如何ある暴虐無道の御行ひあらせらるゝとも刑法を以てこれと罰せるといふが如き事の固



より出来難く傍らよりこれと諫め奉るに止るべし英吉利の或學者が女皇の彼のグラッドストオン氏と好み給はざるが若し女皇一朝の怒に乗じグラッドストオンの首を切り給ひさればとて法律を以て處置する事の出来難しといへるの事あり即ち只に英國に於てのみならず日本も政治は無責任に在るのみならず常事に於ても法律の外に立ち給ひ法律の奈何ともする能ざる御身分に在しませと知らざるべからせ

**第四條 天皇の國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に憑り之を行ふ**

この條の天皇陛下が日本國の統治權を有し給ふことを明かにしざるありこの條を明瞭に解釋せんは元首と

いふこと統治權といふことと委しく説明せざる可からざれどあまり學者よりての通俗の趣意に違へばザツト説明し置くべし一國の元首といふの政治學上にて立法行政を統ふる者といふあり即ち天皇陛下の日本國の元首に在しませば何事も皆お統べ治め給ふの權利と有せらる左りあがらことに注意すべきの憲法の條規に憑り云々といふことあり天皇の元首に在せば何事も爲し得給ふ等あがら扱憲法に背き給ふ能はせ憲法の箇條の天皇陛下が親しく欽定し給へる箇條みれども親ら制し親ら破り給ふ事の都合あるのみならず彼の御告文と以て御先祖御歴代の御靈に對し給ひ必らず破り給はじと誓言し給ひふることあれば如何に國家の元首とし



て統治權を有し給ふとてこれを破り給ふこと叶ひ  
 難し日本人民なる者のこれによりて憲法の貴きこと  
 と悟らざる可らば又これによりて専制制度と立憲制度  
 との區別を悟らざる可からば専制制度といふの國家の  
 元首が其統治權によりて如何ある事と爲とも差支へ無  
 き制度といふあり立憲制度との國家の元首統治權を有  
 しあがらば憲法の條規を守らば義務ある者とい  
 ふあり憲法發布とともに日本國の立憲制度の國とあれ  
 ると以て扱ふを憲法の條規に憑り云々ここに記せる  
 され

第五條 天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行

この箇條ハ天皇が法律を立て給ふに當りて是非とも帝  
 國議會即ち國會の協賛を経ることをいふ者に  
 して頗る重要ある箇條あり前條に掲げらるが如く天皇  
 の國の元首として全體を統治し給ふとの雖も立法を爲  
 し給ふに當りては是非に帝國議會に諮問し其議決を経  
 て而して後に公布し給ふと要するなり然るのみあらば  
 帝國議會の自ら法律案を提出しこれと議決し天皇の裁  
 可を経て公布と願ふと得ると以て今日より以後立法權  
 の天皇獨り専らにし給ふ能はば又帝國議會のみに勿  
 論屬する事無く二つの者相俟て全しと見も差支無るべ  
 し即ち此箇條の如きハ天皇が統治權を行ひ給ふに當り  
 守り給はざる可うらざる憲法條規中大切ある者の一也



英國の歴史あぞと案するに國王國會の承諾と經てし  
 て法律と施き其が爲め王室と人民との間に劇しき軋  
 と生じさる例尠からせ我國の未來に於て左る事の勿論  
 無るべきの從來専ら行ひ給へる立法の權と人民に分ち  
 與へ給ひ其事と憲法の中に載せて自ら守り給ふべき義  
 務と負はせられさる大御心の有難きと思ふても明ら  
 るべし帝國議會の事の後に委しく説明すべきと以てこ  
 こにの畧を協賛といふの英國の憲法にてアッセント(承  
 諾)といふ事の敬語にして實に於ての別段異なる所無るべ  
 し

第六條 天皇の法律を裁可し其公布及び執行を命  
 じ

これの帝國議會に於て議決しさる法律と天皇が裁可し  
 給ふこと及び其公布と執行とを命じ給ふことと述べし  
 箇條あり帝國議會の政府の提出しさる議案及び自ら持  
 出せる議案と議決する權利あれど議會の議決しさるの  
 みにての未だ法律案あるに止まりて法律とある能はざ  
 るの法律案の法律とあらんとするに天皇陛下の裁可  
 を要するあり  
 天皇陛下のこれと裁可し給ひて扱て普くこれと公布せ  
 しめ執行せしめ給ふこの裁可の事に就て少しく説明と  
 要するの天皇の帝國議會の議決しさる法律案と皆悉  
 とく裁可し給ふべき歟或の其議決の聖意に適はざる時  
 の裁可し給はざる事もある可き乎といふ問題あり蓋し



國會の議決と裁可し給ふべき天皇が或の裁可と拒み給ふことあるべきの勿論の儀あるべし左ればこの裁可の權といふ者と委しく述べる時にアッセント(裁可)ピトヲ(禁止)の二種に分されべき者あり即ち帝國議會の議決しざる所にして若し聖意に適ふ時に裁可せらるべく聖意に適はざる時に禁止せらるべし然れども帝國議會の議決しざる法律案と屢べ禁止して法律と爲そ事と許されざるの願しき事にあらざ何れの國にても國會が法律案と議するに當りての念と入るゝが上にも念と入るが故に帝王も亦其議決と重んじ給ひて容易に裁可と拒み給ふこと無し殊に英國に於ては女皇アンノ御宇即ち今と距る殆んど二百年前よりして君主が國會の議決

に對し裁可と拒み給へること無しと聞けり尤も國會に於て討議中の議案君主の意に適はざる時に於ては其議決の時と俟ち給はせ豫じめ内閣大臣に御内意ありて其議案と引去らしめ給ふことありと云ふその兎も角も君主が國會の議決と重んじ給ひて成るべく其議決と裁可し給ふことと國會が輕率ある議決と爲さざる事の君主の美德議會の義務に相違無ければ我日本の將來に於てもこの裁可の事に就て彼是と問題の起らざる事を望ましけれ扱又裁可及禁止の場合に君主の下とべき勅語と憲法中に定めざる所あり英國の如き公案と裁可せると私案と裁可せると豫算案と裁可せると夫々勅語と異にせる等の事のあれど煩はしければこゝに省



第七條 天皇ハ帝國議會を召集し其開會閉會停會  
及び衆議院の解散を命ぜり

この條ハ天皇ガ國會と召集し且其開會及び停會解散等  
と命じ給ふ權利ある旨と云ふ者にして其手續の詳細ハ  
議院法を以て定められたるに其大要のみ掲げら  
り帝國議會の議員と會期毎に又臨時に召集めら  
るの權ハ各國の帝王ガ大概有する所の權利あり尤も或  
共和政の國に於て大統領死亡する場合に國會自ら集  
會するを得ることあり居るが如く又英吉利の或時代  
に於て王國會と召集せざれば議員自ら集るべしと定め  
たる事もありさり我日本國ハ共和政の國あらを隨つて

大統領選舉の必要無く天皇崩御の場合にハ東宮直に位  
と雙ハ其御名を以て國會と召集し給ふべし又憲法中に  
毎年帝國議會と召集する事と掲げあれば彼の英吉利の  
ナヤールス一世ガ十一年國會と召集せざりしといふガ  
如きこと無きハ必然の事あれば國會自ら集會するの權  
利と有すべき必要のあらざるあり  
次に開會閉會停會及解散の事と少しく説明せんに開會  
との召集の命に應じて兩議院の議員召集する後開院  
式を行ふことにしてこの場合にハ天皇貴族院に臨幸あ  
るり又ハ勅使と貴族院に御遣しありてここに衆議院議  
員とも會せしめ開會の詔あるべし即ち帝國議會ハ勅命  
にあらざれば召集するを得ざるのみならず開會する事



も亦出来ざるあり扱又閉會との會期と終りたる後議會  
と次の會期まで閉る事にしてこれ亦勅命にあらざれば  
閉る能はせ閉會の場合に開會の場合の如く天皇親し  
く臨御あるり或の勅使として閉會式と行はせらるべし  
次に停會との臨時に何日間若くは十日間と限り會議  
と中止せしと命せらるる事にして議院法によれば十  
五日と越へべからせとありこの停會といふ多く議事  
の都合によりて命せらるる者にして必しも演說會の  
中止の如きものにあらざるべし左りあがら彼の英國  
の國會の如く解散と命せらるに先立ちて豫じめ停會と命  
せるといふが如きことあり或これあるべし最後に解散  
といふの議會が過激ある議決と爲そ敷又の我儘氣隨ち

る舉動と爲して到底縁無き衆生ありと政府の認る場合  
に爲そことあり又左ほどの事の無きも政府の意見と議  
會の意見と相合はせ左りあがら若し人民として更に議  
員と撰出せしめば或ひの政府の意見と同一の考へと懐  
く所の議員と撰出せるの見込無とせせと政府に於て考  
へざる場合に爲そことあるべし又英國などにての議員  
が年限通り勤め終りたる時即ち英國にては七年日本に  
ては四年勤め終りて更に總撰舉と行ひ新議員と撰出  
せしむる時も亦議會と解散して新議會と召集とといふ  
と雖も日本にてはこの場合に解散の語と用ひざるが如  
し兎に角議會と解散する場合に凡て舊議員の職と解  
き更に總撰舉と行ひて新議員と撰はざるべからせして



議會の解散と共に終るべき者あり而して終りに注意し  
 置き度この解散といふことの衆議院に限ること  
 是あり衆議院の四年目毎に一新するものあれば  
 随つて解散と命ぜらるることと得れども貴族院  
 の其議員中年限の定り居る者あるに拘ら  
 ざ大體永久の性質と帶ぶる者あれば  
 解散する能はず依て衆議院若し解散と命  
 ぜらるる時貴族院の更に衆議院の組織整  
 ふまで(即ち五ヶ月間)停會と命ぜらるるもの  
 あり

第八條 天皇の公共の安全を保持し又其災厄を  
 避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の  
 場合於て法律に代るべき勅令を發せ  
 此勅令の次會期に於て帝國議會に提出せ  
 べし若議

會に於て承諾せざる時政府の將來に向つて其効  
 力を失ふことを公布せべし

此條の帝國議會閉會中に至急と要する事件起りたるに  
 際し天皇勅令と發して相當の所置と爲し給ふ事と云ふ  
 箇條にして最も含味と要とを備へし案なるに憲法未だ制定  
 せられず帝國議會未だ開かれざる天皇獨裁の時  
 に於ての勅令の其儘法律の効力あるものあれば  
 今度憲法發布せられ凡て法律の帝國議會の協賛と  
 經ると要する事とされると以て天皇と雖も御一  
 存と以て勅令と發し給ひこれとして法律と同じ  
 効力のものふらしむる能はず若し左る事あら  
 んに帝國議會の有りて甲斐無きものとあるべし  
 然れども帝國議會の年々年中開きある者に



あらず臨時會を開く場合無きにあらず其通常會の壹  
 年中三ヶ月のみに限りこゝと以て若し國會の閉會  
 中戦争あざの起るる或天災等の事ありて臨時に處分  
 と爲すべき必要あるに際してはそれ爲に帝國議會を  
 開かんとするも到底間に合兼ると以て天皇の一時御一  
 存と以て法律に代るべき勅令と發せらるるあり尤も斯  
 りる危急の場合に御一存と以て發せられざる勅令にし  
 て其儘永く有効あるに於ては帝國議會協賛の權利を減  
 殺する道理あれば次の會期において是非とも假法律と  
 るこの勅令と議會に提出し若し可決するは時其儘眞  
 の法律として施行し若し否決するは時其無効力ある  
 所以と公布して勅令と取消す事と定められり

第九條 天皇の法律を執行せる爲に又公の安  
 寧秩序を保持し及び臣民の幸福を増進せる爲に必  
 要なる命令を發し又發せしむ但し命令を以て法  
 律を變更せる事を得ず

これの前條に似て而して同じからざる者あり前條の勅  
 令と發する事といひこれの命令と發することと云ふ前  
 條の勅令の帝國議會と召集し法律案と議決せしむる能  
 はざる至急の場合に於て發せらるる者にして仮令永く  
 法律と同じ効力と有せしむる能はざるも帝國議會に於  
 てこれと可否する時まで法律と同じ効力ある者ある  
 が茲に謂ふ所の命令ある者いたと一時たりとも法律  
 と同効力ある者にあらず豫て制定しる法律と執行と



る爲め若くは社會紊れんとする時にこれと鎮めんが爲め發する所の御諭の如き者あり而してこの命令の統治權と總攬し給ふ所の天皇の命令あれば人民する者固より遵奉せざる可らざと雖もこの命令を以て法律と更なること能はざ故に法律と無効力ならしむるが如き命令と發し給ひ發せしめ給ふが如きこと無き勿論あがら萬一左る命令の發せらるる事ありてもその無効力の者さるべし之と要するに勅令と以て一時法律に替へ又命令と發して法律と執行し安寧秩序と維持する事最も必要の事あがら其効力の及ぶ所判然せざるが爲め紛紜と生じさる例し外國に數多有之殊に英國に於てこの事に就て王室と國會との間に争ひと生じさる場合

勅から然るに我帝國の憲法にて明かに其効力の及ぶ所と示し勅令も議會否決する時無効力とあるべく命令の勿論法律と變更する力無しと明瞭に記載したれば將來この事に就て紛擾の起るべき懸念無し誠に幸福の事といふべし

第十條 天皇の行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免せ但し此憲法又他の法律に特例を掲げたる者の各々其條項に依る

政務の立法行政の三種に分る而して天皇のこれと總轄し給ふと雖も立法の事必ず帝國議會の協賛を要せらるるさき左れと行政の事に至りては天皇國務大臣の輔弼に依り自ら當り給ふされば其各部の官制及び文



武官の俸給と定め及び文武官と任免せらるる事勿論な  
るべし蓋し文武官と任ぜるに親任勅任奏任判任等の  
差別のあれど均く天皇の任じ給ふ者あること論と俟  
せ而て但し此憲法又他の法律に特例と掲げらる者云  
云とこゝにある例は裁判官の如きと指しらるにて其  
任免の天皇の爲し給ふ所おれどこれと爲し給ふに當り  
憲法若くは法律の定めらる所に據せらるるあり

第十一條 天皇ハ陸海軍を統帥を

これハ天皇陛下ハ陸海軍の大元帥に在しませ事と云ふ  
蓋し日本のみに限らる何れの國に於ても陸海軍ハ其國  
の君主の帥に給ふ所にして國會ハこれに預らる彼の英  
吉利内亂の時國會ハ兵と弄して君主と戰へる事おれ

どもこれハ世の中紊れらる折の例おれば適例と爲そと  
得せ而してこの事ハ官に君主國にのみ限れるにあら  
共和國と雖も亦然り譬へば亞米利加の大統領の如き君  
主國の君主と同じく海陸軍の大元帥あり謹んで我國の  
古制と案するに新井白石頼襄等の云ふが如く天皇が大  
元帥として六軍と率ひ給へる事明りあり中世以降兵權  
武家の手に落ちされども皇政維新以後古制再び恢復さ  
るると得たり

第十二條 天皇ハ陸海軍の編制及常備兵額を定む

天皇ハ陸海軍の大元帥にましまさ故に陸海軍の編制  
即ち仕組と立る事も亦天皇の思召次第あり而して常備  
兵と何萬人備へ置くといふことも亦天皇の思召次第



にして國會の其數を増減する能はせ尤も國會の政府が  
 豫算を立てて常備兵に關する入費の請求を爲るに當り  
 金額と節減せると得べしと雖も直に兵員の増減に論及  
 する事の叶ひ難し抑もこの常備兵の事に就ては古へよ  
 り種々の説ありて或は常備兵ある者往々虐政の媒介と  
 ある者ありこのもの存する限りは自由伸び難く權利と  
 張ること叶はざ随つて憲法と維持する事難からんと論  
 じざる者もありしが今日の世の中とありては一日も常  
 備兵無かる可らざこれ無くては此の弱肉強食の世の中  
 にありて國家の獨立を保つこと覺束無し左れば英吉利  
 の如きも二百年ほど以前より據所無く常備兵と置き始  
 めて其代りに其期限と一ヶ年とし毎年國會に於て許可

第十三條 天皇の戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結せ

せざれば翌年まで繼續する能はせといふ制と爲せり  
 この條に天皇宣戰講和及び條約締結の權を有し給ふ  
 事と戰もこれ亦各國の帝王が有し給ふ所の權利あり  
 最も共和國の大統領殊に北米合衆國大統領の場合に少  
 しく異れりと雖もこゝに説かせ凡そ外國に對し戰と  
 開き若くは和と講じ又は條約と結ぶ事の最も大事に相  
 違無けれど或は果斷と要し或は秘密と要するの事柄あ  
 るを以て何れの國に於ても多く君主の權内とし國會の  
 餘り之に就て嘴と入れざるあり尤も國會の戰爭の入費  
 と議決する權利あるを以て若し君主無名の師と與さん



とせらるる勝算多からざる戦ひと興さんとせらるるに當りて  
 の戦争の入費と出費とを背せしめて以て宣戦の妨げ  
 と爲すと得べし又他の國の事の暫く措き英國にての和  
 と講じ條約と締結するに就て國會毫しも預らざといふ  
 次第にのあらせ他の立法事件の如く國會が豫じめ之に  
 預る事の無さも後にてこれが批評と爲し若し其不當と  
 鳴るが如き場合とあれば内閣のこれが爲に信用と失ふ  
 て更迭する事あり左れば我日本に於ても帝國議會が講  
 和若くは條約締盟等の事に關し全く嘴と入るゝ能はざ  
 質問と爲し批評と爲すことも出来難しといふ次第にて  
 の無るべき歟

第十四條 天皇の戒嚴を宣告せ戒嚴の要件及効力

法律を以て之を定む

戒嚴といふは外國より敵の押寄せ來れる時若くは内亂  
 等の起りたる場合に全國若くは一地方と用心の爲め殊  
 に嚴しき政令と施きて戒むる事と云ふ而して戒嚴と行  
 ふの必要の大概俄に起るべきものあれば國家の元首と  
 する天皇陛下が時機により御獨斷と以て宣告せらるる  
 り又戒嚴と行ふ場合に一時人民の權利と停止せらるる  
 如きこと無きと保たせと雖も恣まゝにこれと爲るに  
 わらば明文にもあるが如く戒嚴の要件効力の法律と以  
 てこれと定めらるるあり

第十五條 天皇の爵位勳章及其他の榮典を授與せ  
 君主の名譽の本源ありといふこと何れの國にても更



らざる原則あり左れば國家に對して文勳武勳ある者勿論慈善若し忠孝節義の行有る者に至るまで天皇陛下其特權に依り或は爵位或は勳章或は綬章等と給はりてこれと賞揚し旌表し給ふ蓋し君主の國家の元首にて在せば國家と代表せさせ給ひて國家に功勞ある者と賞揚し善行ありて國民の手本とあるべき者と旌表し給あり

**第十六條 天皇の大赦特赦減刑及復權を命ぜ**

天皇の名譽の本源にて在るが如くまた正道の源泉にて在るが如くまた故に凡て赦免の特權と有し給ふ赦免に數多の種類あり即ち右に掲げたる大赦特赦減刑及び復權これあり大赦といふが如き朝廷及び國家にとりて最も目出度き場

合に廣く罪人と赦免さるゝ事にて(必)せしも殘らざに(あ)らざ(この)恩典に浴し(る)罪人の公權と恢復(する)得(る)のみ(から)せ(再)び(罪)と(犯)す(事)ある(も)再(犯)と(以)て(論)せ(ら)れ(ざる)あり(特)赦(と)の(謹慎)悔(悟)の(狀)明(る)あり(又)の(極)めて(愆)然(ある)事(情)ある(者)に(限)り(殊)更(に)其(罪)と(免)せ(ら)る(と)云(ふ)左(れ)と(この)場(合)に(て)の(特)赦(と)同(時)に(特)に(復)權(と)許(され)ざ(れば)公(權)と(恢)復(する)能(は)せ(又)前(に)犯(し)たる(罪)の(消)滅(し)たる(に)あ(ら)ざ(れば)再(犯)罪(と)犯(し)たる(時)に(再)犯(と)以(て)論(せ)ら(る)る(と)あり(減)刑(と)の(謹)慎(悔)悟(の)狀(明)ら(る)ある(者)に(限)り(刑)期(と)減(縮)せ(ら)る(る)者(に)して(た)と(へ)十年(の)禁(獄)と(七)年(に)減(せ)ら(る)る(の)類(あり)復(權)といふ(は)會(で)刑(と)受(け)ら(る)が(爲)に(公)權(と)奪(は)れ(る)を(特)赦(の際)



若くは刑の期満ちて世の中へ出でる後行状宜しきが  
 爲め程たちで恢復せると得せしめ眞人間ならしむると  
 云ふあり凡て公權と剝奪せられこれと恢復せると得ざ  
 る者いたとへ獄と出で懲役と勤め終りて世の中にいで  
 さればとて眞人間ありと云ふと得ば何とあらば公權と  
 奪れらる間の國民さるの特權と凡て有する能はる官吏  
 とある能はる勳章年金位記等と受くる能はる兵士とあ  
 る能はる裁判所に於て証人とある能はる後見人とある  
 能はる他人の財産若くは公共の財産の管理者とある能は  
 る學校長及び教師學監とある能はるさればあり

第十七條 攝政を置くの皇室典範の定むる所に依  
 る攝政の天皇の名に於て大權を行ふ

攝政といふの天皇未だ成年に達し給はざる時及び久し  
 く御惱に渡らせられて親ら大政を行ひ給ふ能はざる場  
 合に置くべきものにして委細の事の皇室の御家法とる  
 皇室典範の中に記載しあるあり謹んで皇室典範と拜讀  
 するに將來日本國の攝政とるべき御方の第一に皇太子  
 若くは皇太孫あれど若し太子太孫とも不在させたとへ  
 在りしとるも成年に達し給はざる時の第一に親王及び  
 王第二に皇后第三に皇太后第四に太皇太后第五に内親  
 王及び女王といふ順序にて政と攝し給ふ案定るに我  
 國に於ては古來藤原氏外戚と以て政と攝したることあ  
 りしが其の弊ありしこと論と俟たば又上皇法皇等が院  
 に在りて政と攝し給ひし場合も弊多かりし西洋に於て



殊に佛蘭西あどにての皇太后垂簾の政ありし場合多く  
支那の歴史に垂簾政治の例まゝ尠からせと雖も弊あり  
し場合多きあり右の如く攝政の制と定むるの困難あるの  
歴史と讀む者の能く知る所あるが今度皇室典範を以て  
定められざるの如き最とも當と得ざるものあるべ  
し攝政が天皇の名に於て大權を行ふこととの別段説明と  
要せざ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件の法律の定むる所に依る

第一章にの日本帝國の元首たる天皇陛下に關する事を  
載せざるが第二章にのこれに對して陛下の臣民たる我

我同胞の權利と義務とを定めたり扱て日本臣民たるの  
要件の法律の定むる所に依る云々と日本臣民の如何  
る權利と義務と有するやといふ事と定むる前に先づ日  
本臣民との如何ある者やといふことと定むるが爲に設  
けざる箇條あり而してこゝに法律といふの専ら民法と  
指せる者あり抑も日本臣民といへば日本臣民の父母の  
子にして日本國に生れざる者に外あらざれど外國と交  
通と開ける今日に於ての彼の歸化といふて外國の人日  
本の籍に入るごとあり又我國の人外國に歸化する人も  
ある可し嫁に行く人婿に來る人養子の遣り取り等隨分  
種々而倒ある場合起りて日本人や日本人あらざる手と  
いふ事の容易に判斷し難き事もあるべし近日民法制定



の上の此等の事も判然と定めらるる事にあるべければ  
憲法にて其大跡と定めて日本臣民たるの要件の法律  
の定むる所に據ると云るあり

第十九條 日本臣民の法律命令の定むる所の資格  
に應じ均しく文武官に任ぜられ及び其他の公務に  
就くことを得

日本臣民の有すべき権利の第一の文武の御役人とある  
事及自治制と以て定めざる地方民撰の吏員とある等の  
権利あり日本臣民にして公權を剝奪せられざる者の無  
論この権利と有する事にて殊に憲法と以て斯く定めら  
れざる上の彌よ疑ひ無き事とあらば此の権利に依り文  
武の御役人とあり地方の吏員とあるに夫々の法律命

令に従はざる可からせたとへば文官試験規則府縣都市  
町村制の如きもの即ちこれあり故に憲法に於て日本  
臣民にこの権利あることと大跡に定め置き法律命令の  
定むる所の資格に應じと斷り置けるあり

第二十條 日本臣民の法律の定むる所に従ひ兵役  
の義務を有せ

これ日本人民に血税と拂ふの義務即ち徴兵に出るの  
義務ある旨と云へり日本帝國の臣民たる者少兵役に就  
き國家と護るの義務ある事申すまでも無しこの兵役  
の義務あれども公權を剝奪せられざる者出る能はざる  
と見れば名譽ある義務ある事勿論あり否一種の権利と  
も稱せし而して日本の臣民にこの義務ありと雖も



政府が恣まよに命ぜる所の課税にあらざれば法律の定むる所即ち徴兵令によりてこの義務を盡きり今の徴兵令の本年一月法律第一號として改正公布されたる者これあり

第二十一條 日本臣民の法律の定むる所に隨ひ納税の義務を有せ

兵役に並びて日本臣民の貴重なる義務の納税の義務あり日本臣民の其身體と國家の用に供せざる可からざるのみからせ併せて其得たる實の一部も亦捧げて以て國家の要に供せざる可からせ然れども其身體と國家の用に供せざるに當りては徴兵令の定むる所に隨ひこれと供せざるものにして政府恣まよに之として兵役に就かしむ

第二十二條 日本臣民の法律の範圍内に於て居住及び移轉の自由を有せ

この條の日本臣民に居住と移轉との自由あることと云ふ簡條あり一寸考ふる時に日本臣民が何れに住居するも何れに移轉と爲とも固より勝手にして別段憲法の



御蔭と蒙るにも及ばざる様あれども篤と考ふる時にこの自由の貴重なる事と悟るを得べし例へば王政維新前即ち封建の時代に諸大名の藩士の勿論其領分ある人民がこの事に就て非常なる制限を受け窮屈の思と爲せし事と考ふべし嘗に日本に於てのみならず西洋中古の歴史と見てもこの権利の貴重なる事明らあり當時歐羅巴諸外國の人民が政治上宗教上の点よりして政府の壓制に堪へず外國に移轉せんと欲しざるも妨げられて其目的を達する能はざるに出られざる引かかれ引かれて困難と極まる例し枚擧に暇あらざればこの自由の二十年來居住及び移轉の事に就て束縛を受けざる事無き我々より見れば何んのことと思はるれど我々

第三十三條 日本臣民の法律に依るに非ざして逮捕監禁審問處罰を受くる事無し

の先祖及外國の人々がこの事に就き苦勞しざると思ふて其貴さを忘る可らざる也  
この條に定めざる所も亦前條に同じく一寸貴重なる所以の分り兼ねるあり今日の日本人の刑法治罪法の定る所はより捕縛せられ牢に入られ裁判を受け刑に處せらるるは故に法律に依らざして無暗と縛られ無暗と罰せらるるも如き事の無るべしと思ふ可れど少しく思慮を費して徳川時代の事を考ふる時の王政維新の後と雖も刑法治罪法制定以前の事を考ふる時の此箇條の有難き箇條ある事と了解をべし扱又西洋各國の人民殊に英國



人民がこの事に就て容易あらざる苦勞を爲し終に憲法中に規定せしむるに至りたる頗末の事長ければこゝに説くをこれと要するに既に前に述べたる自由權利及び以下に述べる所の自由權利の日本臣民の身にとりて米の飯の如きものにて平常の其貴きことも分らざれど日本憲法が若しこれと載せざる時に兵糧費に遇ひざると同じくヒヨンが事に相成べし

**第二十四條** 日本臣民の法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝ事無し

これも前條と同じく貴重ある箇條あり抑も法律を以て定められざる裁判官の憲法にても終身官と定められざる者あれば月給に心配無く正義を守り裁判を爲すと得

るあり左れば裁判官の或筋の詭へにより法律を曲げて人を罪に墮せといふが如きこと無ければ飛入の岩永左衛門も亦法律を以て定めざる裁判官と同じく裁判を爲し得るに於て一大事ありと云ふべしこの箇條の飛入の岩永左衛門と防ぐが爲に設けざるあり西洋諸國就中英國に於ての王御自身と雖も裁判を爲し給ふことと得老英王ジョージムス第一世と稱する御方の頗る世話好きの御方にして或時裁判所に臨御あり裁判官の裁判に嘴を入られざる所裁判長コーン氏の大に憤り既に裁判で臣等に御委託ある以上の御自身干渉し給ふ能はずと御止めせし由あり

**第二十五條** 日本臣民の法律に定めたる場合を除



く外其許諾無くして住所に侵入せられ及び搜索せらるる事無し

これ日本臣民の家宅不侵權ある者と確うめたるあり世人の能く知る如く英吉利を始め立憲制の國々にては各人の家の彼れ自身の城廓ありといふ諺もある位にて警察官の如き勿論如何ある高位高官の御方と雖もたとへ帝王と雖も故無きに人の住居に侵入する事出来ざる等にはあり居る由あるは日本に於ても憲法に於て斯く家宅不侵の權と確定される以上日本人の住所其各自の城廓とありたるを何人も故無く他人の爲め其住宅を侵するは心配無し左りあがら只憲法に斯く定めありなりとて日本臣民が各自の家を守護するに熱

心から進ての折角の權利も無効とあらざるを得ず殊に日本の家屋の西洋の家屋と異りて頗る侵入し易き建て方あるればその權利を有名無實からざらしむるは餘程心得と要するあり日本臣民ならん者の彼の何とらいふ淨瑠璃に破壊家あれど平治の住居と住家とあるは如き心持にてこの權利を維持するの心掛無かるべからず又この家宅不侵の權利も本文に法律の定めたる場合を除く外とある如くに或る場合に止むを得ず侵さる可からざる事あり例へば家の中にて人殺しと號ひたる時如何に家宅不侵さればとて警察官たる者其儘に打捨置く事出来ざるべし強盜の住家あり石川五右衛門の住ひ居る山門ありと認るに於て如何に家宅不侵



あればとてこれと捕へせに置き難からん其他これに類似する場合數多あると以て扱こそ法律と以てこれと定められざる取除けと爲し置くあり

第二十六條 日本臣民の法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるる事無し

信書の秘密といふ事も亦人民の身にとりて極めて貴重なる権利あり總じて人の手紙ある者の如何ある内証事如何ある大切なる事柄と認めあるり別らざる者あれば名宛の人これと開くの外何人と雖も開封すべきものにあらざる事論と俟さる即ち通信あるもの差出人と名宛人との間に秘密にと可き権利ある者あり然るに嫉妬深き妻君の夫の許に來りたる手紙とツツト開き專制抑

郵の政府の其政敵の手紙とツツト開く何れも不届至極の所行憲法の大罪人と謂はざるべからず憲法が信書の秘密と規定する理由あらまし斯くの如し左りからこの権利と有効ならしむるに前の家宅不侵の権利と有効ならしむると同じく何分平生の心掛が肝要ありこの権利の政治上にも商賣上にも何にもかにも欠くべからざる権利あるが民間に信書の秘密と貴ぶの習慣無き時に到底この権利と固からしむる能はせ西洋に於ては民間に信書の秘密と重んずる習慣ありて親の子の所へ來りたる手紙と開封せせ女房の亭主に宛てたる手紙と開かざる事にも亦女房の所へ來れる手紙と開かざる事に習慣上定まりあると以て自然この権利も鞏固あると得る



道理あり日本人民も若し信書秘密の権利を確りめんと欲せば先づ平生の心掛を能し親子夫婦兄弟朋友の中と雖も相互に信書の秘密を重んぜざる様爲さざる可らと扱又右述るが如く自今以後日本人民に信書秘密の権利ありと雖も法律を以て定めたる或取除の場合あり例へば法律を以て禁止する通信を爲せる場合に於て其信書の秘密の権利を有せざる可く政府に取上げられ開封せられ證據とせらるるも致し方無るべし

第三十七條 日本人民其所有の權を侵さるることなし公益の爲め必要なる所分の法律の定むる所に依る人として生れて生命の權利と所有の權利はと貴重なる無し固より其生命はと大切なる者無れど命から二代目の

財産所有の權利あり左れば憲法第二十三條以下に專ら生命身體に關する權利を確りめこの條に於て特に所有權に關することと確かめざり即ちこの條に於て日本臣民其所有の權を侵さるる事無しと明言しある以上將來に於て動産と不動産とを問はせ凡て日本人民の所有に屬する者の設令天皇陛下と雖も恣まよに自由は爲し給ふ能はざる事とされり併しあがら本條にも斷りあるが如く社會の公益とある事の爲に必要ある所分を爲すに已と得ざるあり尤も斯の如き場合に於ても法律を以て豫じめ其方法手段を規定し恣まよに其所分を爲すに非ざ蓋し公益の爲め必要ある所分を爲すとの鎖道布設地と買上ぐるとり新開道路の敷地と買上ぐるとり



ふの類にして法律と以て其方法と定るとの公用土地買  
 上規則と設くるが如き事といふありその兎も角も憲法  
 にこの條あるが爲め日本臣民の故無きに儲へる金占  
 め得る土地と政府の爲召上げらるる事無かるべく假  
 令公益の爲め召し上げらるる事あるも報酬と授けられ  
 せ無理往生に取上げらるる事あるも必定期間を尙この  
 上とも勳勉儲蓄して一身と富まし随つて國家と富むの  
 計畫こそ肝要なれ

第二十八條 日本臣民の安寧秩序を妨げざ及び國民  
 たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有せ

この條に於て奉教の自由あるものと規定しより即ち前  
 の諸條に於て性命身體の自由財産の自由等と確かめら

ればこの條に於て特に心の自由ある者と確かめらるる  
 り抑も各人の其良心の指圖に隨ひ神と拜するの自由あ  
 りとの心ある者の皆是認する所にしてそれに相違無き  
 事柄あるがこれと認するに至るまでに多くの血を  
 流しより多くの人と殺しより我國に於ても遠き古へあ  
 る守屋馬子の争ひ徳川時世の始に於ける島原の争亂等  
 宗教上の争ひ勘からせ随つて異教と禁じ若くは妨害せ  
 る場合多く親鸞も日蓮も耶蘇教徒も時の政府に容れら  
 れざる爲それ辛き目と見たりと雖もこれと西洋に  
 於ける實例と比較する時の何んでも無き事と謂はざる  
 べからせ西洋の各國に於て宗教の争ひあらざりし國の  
 殆んど無きが中に甚ぶしきに至りては異教と禁むるが



爲この世からある閻魔の廳とも稱すべき裁判所を起し  
て異教を奉ぜざる者と焼殺せる事あり或は三十年の長き  
あひだ宗教の爲に歐洲の各國干戈と交へざる事あり其  
他宗教の爲に人民王と追ひ王人民と殺戮せる等の例枚  
擧げに暇あらざ斯かる次第ありければ世の中次第に進み  
憲法も制定せらるる事とありて奉教自由の主義確定し  
る後歐洲の人民一と息ホットつきざるがごとき有  
様あり我日本は西洋に於けるが如く宗教の争ひ甚ぶし  
からば且政府も亦西洋各國の政府の如く宗教上の壓制  
を爲せんと甚ぶしからざりしが只ぞ耶蘇教のみは久く  
幸ひ目に遇ひ居り耶蘇教の徳川政府三百年の間全く  
禁止されざるのみあらば御一新以後と相ありても日産

者の有様ありし然るに憲法の此箇條を得て耶蘇教も亦  
神佛二教と對等の地位に立つと得るに至れるあり  
信教の自由ある者の人民として心の上の壓制を免れし  
むる者あれば大切の自由ある事論と俟さざると雖も國家  
の安寧秩序と妨ぐる宗教に至りてはこれと禁止するが  
如きことあるべし例へば或宗教を奉ぜる者他宗と壓倒  
し獨り勢力と専らにせんと欲して隱謀と企て爲に社會  
の安寧と紊るが如きことあるや或は君臣父子の關係と  
始めとし凡て社會自然の順序を亂し争亂と惹起さざら  
ざることあるに於ては政府勢ひ相當の所置と爲さざるや  
得て又國民するの義務に背き外國の同宗旨と奉ぜる者  
と共謀し日本國の不利益と謀るが如き事ありても不問



に措く事能はざるあり扱又事の序に説明し置くを要するの將來我國に置いて政府と諸宗教との關係如何があるべきありといふことこれあり今日の西洋諸國の大槪信教の自由と許そと雖も或宗教と特に定めて國教と爲し他の宗教と區別する國無きにあらず例へば英國の如き英國より信教自由の國ありと雖も英國を教ある者あり女皇陛下其首長にて在り之に反し米國の如き別國に國教といふもの無く如何ある宗教も皆平等の地位に立つ思ふに我國の如き憲法を以て別に國教ある者と定めざれば何れの宗旨も皆平等ありと云ふべし

第二十九條 日本臣民の法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び結社の自由を有せ

この條の言論著作印行集會及び結社の自由といふ人民に最も大切なる數多の自由と確かめたる者あれば極めて丁寧に注意すると要す言論の自由と人其思ふ所と口に發するの自由にして著作の自由と其思ふ所と書きしる自由あり而して印行の自由と其思ふ所と著作の自由に附帶する者にして口に唱へ筆に誌したる事柄と出版する自由あり扱又集會の自由と政治或は其他の目的の爲に人を集會する自由にして例へば演説會討論會懇親會相談會等の如きものと開くの自由と云ふ結社の自由と一時の目的の爲に集るにあらざる長き目的を以て社と結ぶの自由にして例へば政治上の主義と懷きて政社と結び商賣上の目的を以て商社と結



女の類といふかり夫れこの世の中に生れたる人間にし  
 て食ふと寝るとの外爲も事無き者からしめば言論出版  
 の自由集會結社の自由固より必要無しと雖も既に精神  
 あり既に思想と起る以上これら諸々の自由無くして  
 叶はざるあり左りあから専制政治の世にありては人民  
 毫しもこれら諸々の自由を有せざれば政府の氣の付かざる  
 問の多少自由あらざるにあらざると雖も一朝其御氣色と  
 損せる時の辛き目と見せらるるあり要するに専制政治  
 の時代にありても人民多少これら自由を有せざるに  
 あらざれど權利としてこれと有するにあらざるを以て  
 何時御尤めと蒙るや罰り難し遠き外國の例と擧ぐるは  
 及ばせ徳川の時代に獄門に處せられざる講釋師あり御

尤めと蒙りたる戯作者あり遠島と命せられざる畫師あ  
 どのあると見るもこれらの自由無き世が如何ばかり畏  
 ろしきうと悟るに足るべし然るに憲法發布せられ立憲  
 政治の世とある時にこれら自由の皆人民の權利と  
 あるありことと以て多少法律と以て制限を加へらるる  
 事の免るべからざれど何處までの自由あるう何處から  
 先の自由あらざる乎といふことの差別明瞭とあるを以  
 て豫じめ覺悟せざるに辛き目と見せらるるといふが如  
 きことと無くあるべし  
 右に述ぶるが如く憲法と以てこれら自由と確うめする  
 の人民の大幸福ありと雖もこの後の如何ある事と書き  
 如何ある事と談し如何に怪しき集會結社と爲とも勝手



次第さるべしといふ次第にあらざれば法律の範圍内に於てと本文にもあるが如く何れの國にても多少制限を加ふるあり尤もこの制限の國によりて大に寛嚴の差あるが如く最も開化しふる國々にてこの制限最も寛にして政府の處置と遠慮無く論評するの勿論如何なる高位高官の所説及行為と非難するも差支無く只無實の事と擧人の私行に涉りて讒謗と爲る場合と制限する位に止まるが如し然而して我國にては近年に至りこれら自由の範圍實際に於て大に擴まりざるに拘らば又憲法發布せられてこれらの自由の日本臣民の權利ある事に定められざるに拘らば集會條例出版條例新聞條例等隨分嚴重なる諸法律のあるが故に目下の處にては言論出版集

會結社とも歐米の文明社會に於けるが如く自由ありといふべからばこれらの法律存する以上今後これら自由の範圍の憲法發布前と格別異なる所無きが如し左りから法律の凡て帝國議會の決議と天皇陛下の裁可により修正するを得る者あれば帝國議會開會の後ハ漸く以てこれらの諸自由其範圍と擴むるの見込無しといふべからば帝國議會開會の前と雖も政府に於て多少其範圍と擴めらるゝ事無しとも謂ひ難しそれハ兎に角日本臣民が權利としてこれらの自由を得るに至りたるハ無上の幸福ありといふべし

第三十條 日本臣民ハ相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲すを得



この條の請願の權利ある者と確りめするあり抑も立憲  
 制度の國に於ての人民其代議士と國會に出して法律と  
 議定せしめ政府の其議定しる法律に遵ひ政治を行ふ  
 故に間接に人民自ら政治を爲ると同様ある姿あると  
 以て別に請願を爲るの必要のあらざるが如くされ  
 ど其實決して然らざして請願の權利ある者必らず無  
 べからざるあり蓋し若し行政の官廳にして違法の處  
 置を爲しざるが爲に損害を受くる者あるに於て被害  
 者の訴訟の手段によりて其毀損されざる權利を恢復  
 して得べしと雖も事柄によりての上には違法の所置無  
 於ての請願の手段と執り當局者として特別の處置を爲

さしむる事必要あるべし例へば天變地異の爲め不慮の  
 災ひと襲りて其が爲に政府に向ひ特別の詮議を請んと  
 するが如き場合に此請願の權に依るあり而して請願  
 と爲るの必要の管に政府に對してのみならず議院に  
 對しても亦請願を爲るの必要あるべし議院の人民の代  
 議士が人民の利益の爲に集議する場所あれば之に向  
 て請願を爲るが如き蛇足あるが如くされど國會の議  
 員と雖も必らず千里眼順風耳と有るとも限られざれ  
 ばこれに向つて事情と陳べ其熟慮と請ふの必要あるべ  
 く或のまゝ其氣付かざる事と氣付て決議を促すことも  
 無きにあらず左れば請願の權利ある者の政府に對し議  
 院に對し人民が有せざる可からざる權利ある事明ら



り西洋の立憲制の國に於ての人民皆この請願の權と有  
 るるが殊に英國に於ての請願最とも盛んにしてメイと  
 いへる憲法史家が一千八百六十年に英國の下議院が受  
 納しよる請願の數二萬四千二百七十九通ありと計算し  
 たると見ても其盛んなる事推して知るべし斯る次第あ  
 り英國に於ての請願に關する手續等萬事善く整ひ居  
 る由扱又請願の權利の以上述べたるが如くあるが素とこ  
 の請願あるもの自ら有する權利と主張するにあらざ  
 して所謂此方御願み申す事あると以て相當の敬禮と  
 守らざる可らざるの勿論あり英國議院法にても敬禮と  
 失し餘裁と欠く所の請願の受理せざる定めあり尙請願  
 の事に就て今後政府に於ても議院に於ても夫々規律

第三十一條 本章に掲げたる條規の戰時又の國家事

變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐる事無し  
 右十八條以下三十條までの諸條に於て日本臣民が正に  
 有すべき權利と確かめられこの條に於て戰爭の起り  
 たる場合若くは國家に騒動の起りたる場合に天皇陛下  
 が一時右の諸權利に拘らざる其大權と行はせらるる事あ  
 るべき旨と載せたり或この一條あるが爲に前の諸權  
 利の殆ど無効あるが如く思ふ者あるべけれど決して左  
 にあらざ天皇が右の諸權利に拘はらざ大權と行はせら  
 るる場合の戰時又の國家に事變のある場合と明言しあ  
 る以上の平常に於て右諸權利の鞏固ある事云ふまで



も無き事あり而して戦時又ハ國家事變の場合に限りこの諸權利と行はせらるゝ事の固より已と得ざる事にて西洋立憲國の君主と雖も大概この權と有し國家多事危急の場合に臨機應變の處分と爲そあり

第三十二條 本章に掲げたる條規ハ陸海軍の法令又ハ紀律に抵觸せざる者に限り軍人に準行せ

軍人と雖も日本人民あるからの憲法と以て定めたる權利と義務と有すべき等あがら兵籍にある者の軍律と守らざるべからず軍律と守らざれば海陸軍の成立ちがたし左れば日本臣民と雖も兵籍にある間の陸海軍の法令紀律に抵觸せざる限り憲法の定めたる權利義務と有する事と爲せるあり若し軍律に抵觸する時の軍人たる

者凡て軍律の方に隨はざるべからず例へば憲法が言論著作印行集會及び結社等の自由と許しさればとて軍律に於いて禁じある以上其身兵籍にある間の軍律の方と守らざるべからず

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院の兩院を以て成立せ

此一章ハ立憲政体の機關ある帝國議會の事と定められざる者にして憲法中最も注意すべき所あり英國杯にて此立法部たる議會が無上の大權と有し何事とも爲し得る姿あるが日本にてハ憲法第四條にもある如く統治權ハ天皇陛下の總攬し玉ふ所にして立法の即ち其作用



ありされど天皇陛下が大権により法律を制定し給ふに當りての憲法第五條にも云る如く必ず帝國議會の協賛に依り給ひざる可らば是君主專政と立憲政体の分る所に於て帝國議會の即ち其立憲政体の最も重要なる機關あり明治十四年に廿三年と期し國會を開せらるる旨仰せ出されざる其國會こそ此帝國議會の事あり蓋し國會の名の國によりて異あり英國にてはパアリヤメントと稱し米國にてはコンGRESSと稱するの類あり所謂難波の蘆の伊勢の濱萩の類あるべし而して日本にては之に帝國議會といふ名を附せるあり諸帝國議會の貴族院衆議院兩院と以て成立ち帝國議會の此兩院と合せたる總稱あり抑も議會に一局議院制と兩局議院制の二

有と云ひ瑞西と云ひ共和政治の國にては一局議院説行はるれど未だ實際之と用ふるに及ばば畢竟兩議院制によれば一國の秩序を保ち議決として鄭重からしむるの利益ある故斯くの我憲法も兩議院制にせられしものあり此議會の事に付ての議院法衆議院議員撰擧法貴族院令杯もわれば宜しく之と參考をべし

**第三十四條 貴族院の貴族院令の定むる所に依り皇族及び勅任せられたる議員を以て組織せ**

貴族院の其名稱の貴族院と謂へる如く皇族華族勅任議員と以て其議員とせられり即ち貴族院令第一條に(一)皇族(二)公侯爵(三)伯子男爵各々其同爵中より選舉せられ



さる者(四國家)に勳勞あり又ハ學識あるものより特に勅  
 任せられざる者(五)各府縣に於て土地或ハ工業商業に付  
 き多額の直接國税を納むる者の中より一人と互撰して  
 勅任せられざるものとなり斯く皆所謂身分あるもの而  
 已と以て此院と組織せらるる故即ち此院と貴族院との  
 呼ばれさり一體此貴族院の議員の名譽と代表せると云  
 ふべきものにして之と設けられし趣意と云ふハ衆議院  
 の議論過激に涉りざる場合にこれと和げ其議決の當と  
 得ざる場合にこれと匡そが爲に外あらまこの議院ハ衆  
 議院に對して上院と稱すべき者あれども別段衆議院よ  
 りも餘計の權利を有するといふ別ハにあらま外國にて  
 ハ貴族院の概して衆議院よりも勢力少し我國にてハ如

何あるべき事知らねど衆議院と同等以上の權利ある者  
 にあらざることハ明かあり貴族院ハ英國にてハハウス  
 ヲブ、ロードと云ハ即ち貴族院の義にして米國にてハ  
 ウス、オブ、セチートと云ハ元老院の義あり其他の國に於  
 て或ハ貴族院といハ或ハ元老院と云ふが如し

第三十五條 衆議院ハ選舉法の定むる所に依り公選

せられたる議員を以て組織せ

前條に貴族院の組織と説けるを以てこれにハ衆議院の  
 組織と説き以て我々平民が大政に參與する手續と定め  
 られさり元來この憲法と制定せられし所以のものも全  
 く人民に参政權を授與せらるる爲めにして我々平民の  
 祖先が未だ曾て有ざることを得ざりし大權を我々に至



り始めて掌握するを得るに至りしものされば所謂千歳  
の一遇と申すべきものあり西洋杯にて此參政權を得  
る爲に戦争擾亂幾度ありしう數知れず血の川と流し骨  
の山と築て始めて此大權と君主より得ることあれど日  
本にての戦争も亦く擾亂も亦く太平安穩の日天皇陛下  
がこれと授與せられしことあれば我々人民の世界萬國  
中實に此上なき仕合せの人民と謂ふべし東洋諸國にて  
幾千年來國家の政治の皆君主の貴族の手中にあり  
て之に因らしむべし之として知らしむ可からざと申  
し平民の到底政治杯への嘴と入る可からざと極りて居  
されど開け行く代の有難さに我々平民と雖も一國の  
大政に彼是嘴と入るること得しのみあらざ天下の御

政治の一應我々平民に御相談さされ其承知と得る上  
にて始めて之と行はせらるることありあれり我々平民  
が天下の大政に參與する手續と云ふの我々平民が我々  
平民の中より幾人かと撰擧し之と代議士とあし衆議院  
に出して議員とあそことありそこで衆議院あるもの  
本條にある如く法律第三號衆議院議員撰擧法に定めら  
るる方法に依り撰擧されたる議員と以て成立つこととせ  
られり今其撰擧法と見るに議員の各府縣の撰擧區に  
於て之と撰擧する都合にて其撰擧區と云ふの郡區に依  
て區別され一郡一區と以て一撰擧區とせられし所もあ  
りまゝ三區或は七郡と以て一撰擧區とせられたる所も  
あり先づザツト見積りて人口凡そ十萬人許りの處で一



撰舉區と置かれたるものと思はれたりして其の被撰  
 の人数即ち議員の数の三百名あり然し北海道沖繩縣小  
 笠原島に於て將來一般の地方制度と準行せらるるとき  
 の此等の地へも此撰舉法と施行せらるる筈あれば其時  
 こその又々議員の數を増さざるを得ざるに至るべし而  
 して誰人にては此議員と撰舉し又議員に撰舉せらるる  
 かと云へばその出ぬあり撰舉被撰舉人とも制限あり  
 りて其資格と備へざる以上其權利と行ふと得ず一休  
 撰舉に普通撰舉制限撰舉の二ありて普通撰舉に制限  
 なく制限撰舉の文字の如くあれど此普通撰舉に危険  
 ある弊害ある故斯くの制限法にせられたるあらんされ  
 ど厳しき制限の又々弊害あると免れざる故撰舉法にて

の程善き所と取られり即ち撰舉人の資格に撰舉法  
 第六條に定めたる如く(一)日本臣民の男子にして年齢廿  
 五歳以上にて(二)撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以  
 上其府縣内に於て本籍と定め住居し仍は引續き住居し  
 (三)撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上その府縣内  
 に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むるに非  
 ざれば議員と撰舉するの權利なくまは被撰舉人即ち議員  
 とあるに撰舉法第八條にある如く日本臣民の男子滿  
 三十歳以上にして撰舉人名簿調製の期日より前滿一年  
 以上其撰舉府縣内に於て直稅國稅十五圓以上を納め仍  
 引續き納むるに非ざれば代議士に撰まれ衆議院に出  
 ること能はざるあり猶委しき事の撰舉法と見るべし案



第三十六條 何人も同時に兩議員の議員たる事を得

これの余り六う敷ことでのなく一人にして兩院の議員とされば理論上實際上不都合と生ずるあり何とされば貴族院ある者の貴族的の分子と含有し衆議院の平民的

の分子と含有し各々其代表する所と異にそればこそ兩院相制の妙と得るに若し其議會と組織する議員にして兩院の議員とある事と得れば始より兩院と設けをして可かれべあり兩院と設くるの兩院の性質と異にし兩院相制の道と得るが爲あり左れば世界各國の憲法議員の掛持と禁せざるの一としてあること無し若し衆議院議員貴族に任せらるゝ時其日より衆議院に山頭する能いせ但し貴族と雖も當主にあらざれば撰ばれて衆議院議員とあるも差支へ無きことあるべし

第三十七條 凡て法律の帝國議會の協賛を経るを要

これ憲法の骨髄とも稱すべき箇條あり即ちこの箇條に



依ればたとへ政府の發意しざる事も貴族院と衆議院と  
 滞り無く通過せざれば法律とある能はず抑も專制政治  
 の世にありては王の意志の法律ありといふて君主の御  
 一存を以て定め給ひざる事の善かれ悪しかれ法律とあ  
 るべき掟あるが立憲政治の世とあり憲法制定せられ國  
 會開りるる上り國會に御下問あり其決議と經ざるもの  
 にあらざれば法律とあるの効力無く人民も亦法律として  
 これと守るの義務あらざれば今より後人民の其代議  
 士と國會に出し政府より提出せる法律の草案と評議し  
 若し人民の不爲とある可き草案あればこれと否決し全  
 體の人民の不爲とあるべき草案あらざるも或の不爲と  
 あるべき箇條其中にある時のこれと修正し若し違しむ

間然とべからざる草案ある時の其儘これと可決して法  
 律とあらしむるありこれと代議の制度といふこの箇條  
 により明年と以て我國に代議の制度行はるるに至らば  
 人民の法律と制定するに就て責任と有する者とあるが  
 故にこれと守るの義務も亦一層重くあると以て政令能  
 く行はれ天下泰平の實擧るべし扱又此條の協賛といふ  
 文字に就て或の疑ひと懐く者あるべしと雖も既に前段  
 に於ても説明しざるが如く協賛といふ英語にコンセン  
 (承諾)及びアドバイス(意見)あざとあるに同じくして帝國  
 議會の意見と聽き其承諾と經るといふの意に外あらざ  
 第三十八條 兩議員の政府の提出せる法律案を議決  
 し及び各々法律案を提出せる事を得



前條に於て述べし如く帝國議會の協賛と經ざれば法律と制定する能はざる事とされる以上政府法律と公布せんとするに當りて先づ其草案と議會に提出し其議決と經ざる可らざるが議會の實に政府の提出せる法律案と議決するを得るのみならず兩院議員各々自ら法律案と提出し議會の議決と經て法律と爲ると得るあり蓋し此法律案と提出するの權利即ちイニシエチア、パツア(發議權)の最も貴重の權にて佛蘭西の或時代の政府の如きの議員として政府の思ふ所の者の外の議決させまじといふ精神と以て此發議の權を全く政府の手に握り議員の發議と許さざる事さへありさりに反して我日本國の憲法にては譬へ議院法と以て或制限を加へられ

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出せることを得ず

るに拘らば議員よりも發議する事と許されれば將來當局者の思の外の事と雖も或の可決せられて法律とせると得べく隨つて政治上の進歩幾何あると知る可らばこの箇條と以て定めらる事國會の議事と整理するが爲に無るべからざる事あり既に前條に明示しあるが如く今より後法律案の政府より提出せると議員より提出せると問はば貴族衆議の兩院と通過せざれば法律とある能はざる事とされると以て是非ともこの兩院の議決と經ざるべからば然れども法律案必しも通過して法律とあるべき筈無きが故に或の第一着に衆議院に



て否決せられ又の衆議院だけの滞り無く通過しるも  
 貴議院に於て否決されりといふが如きことあるべし  
 然り而して今若し一度否決されざる議案と同會期中に  
 再び提出せらるる得る事と爲るに於て誰れしも已れの  
 議案と通過ししと思ふの人情をれば敗れても提出し  
 まさ敗れても提出し殆んど際限無き事とあるや明かか  
 りこれが爲に議事の滞り來ること論と俟さざといふ  
 べしことと以て右本文に於けるが如く制限と設け一度  
 否決されざる議案と再び提出せんとおらば次の會期ま  
 で俟つと要する事と爲せるありこれの政府の議案と雖  
 も固より同様の事と知るべし

第四十條 兩議院の法律又の其他の事件に付き各々

其意見を政府に建議することを得但し其採納を得ざ  
 るもの同會期中に於て再び建議せる事を得ぞ

この條の議院建議の權と確めざる者にて亦極めて重要  
 あり抑も帝國議會あるもの法律案と豫算案と議を  
 ると以て其職分とあそ者あるが尙此外にも臣民權利の  
 保護者たる地位に立つ者あるが故に常に豫算と審査し  
 て冗費と省き良法と議決して民利を計るに止まらざ恒  
 に政府行政の事にも注意して若し公利民福に便あらざ  
 と思ふことあるに於ての政府に向ひ建議と爲し其反省  
 と乞ふと得べし蓋し議政の帝國議會の専ら從事する所  
 にして行政の政府の専ら當る所あれば兩議院が濫りに  
 嘴と行政部の事に入るゝ能はざるの無論あれども人



民の代表者其権利の保護者といふ地位よりして建議と爲その固より越權の事にあらざらんやこれと採用と否との政府の權内にあるに於てとや但しこの建議若し一度にて採用せられざる時に幾度と無く爲そと得れど本條の明文にもあるが如くに同會期中に再び爲そと得ざる事あり其理由の別段説明と要すまじく前條に法律案と同會期中再度提出せると得せとあると零は同様の理由ありと知るべし  
 憲法中に奏上といふことあり請願といふことあり又こゝに建議といふことありこの三者の各々類似の者あればこゝに其差別と一言せんに奏上といふの一大事の場合に議員が其議長として天皇陛下に直奏と爲さしむる

第四十一條 帝國議會の毎年これを召集せ

事あれば政府に向つてのみ爲す所の建議との同じから  
 せ又請願といふの人民より或の議院に向ひ或の政府に向ひ爲す所のものあればこれまゝこゝに謂ふ所の建議との異なること明かあるべし  
 この條の天皇陛下が毎年帝國議會を召集し給はざるべからざる旨と確と定めしかり今若し輕率に此條と讀下ると時の殆ど分解りさるる事の如く憲法中に此條の有して然るにあらざれば最も大切なる箇條といふべし立憲制度に經驗無く代議制度の爲に苦勞せざる人民の帝國議會の毎年開會せらるる事の當然の如く思ふべけれど國



會の母ともいふべき英國にては君主が國會を開かざるため幾多の苦辛と其人民が爲せる事あり彼の國のナヤールス一世ある王が十有餘年國會を開かずし例と始め國會の開會六つかしかりし實例殆んど擧ぐるに暇あらざ近世に至り國會が政府經費の制附までに入入りて議決するを得る事とされる常備軍設置の期限と一ヶ年と定めざる爲に依りはじめて毎年年國會を召集せざるを得ざるに至れるありと英國の憲法史家の論せる位あり左れば我日本の憲法に於て漸く帝國議會と毎年召集する事と明かに定められざるの幸福の上無き事と思はざるべからむ

第四十二條 帝國議會の三月を以て會期とせ必要あり

る場合に於ては勅命を以て之を延長せる事あるべし

帝國議會開會の期は凡そ何月頃あるべき乎未だ確定せざるが故に明かに知る由無けれど其會期の三ヶ月と憲法と以て定められざり蓋し國會會期の長短は各國多少の差異あれどここに云はる但し必要の場合にハ勅命と以て其期を延ばる事あるが故に三ヶ月にても短きに過ることハ無かるべし國會の會期の英語にセツションと云ふ英國にてハ國會(殊に庶民院)と七ヶ年續く者と爲し其一期をセツションと唱へセツション集りて一國會と爲し國會の終に至れば之と解散して更に新國會を組織するといふ仕組みあるが我國にてハ憲法中に衆議院の年限無く只撰擧法に議員の任期四ヶ年とあると以て







めらるゝあり  
 第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及び停  
 會の兩院同時に之を行ふべし衆議院解散を命ぜられ  
 たる時の貴族院も同時に停會せらるべし

帝國議會と開閉しその會期と延長し及び停會と命ぜる  
 事の皆天皇の特權ある事及び開會閉會延長停會解散等  
 の説明の既に前に爲したれば此に省くべし只ことに  
 於て説明と要するの何故に開會閉會會期の延長及び  
 停會と兩院同時に行ふと要するといふ事からん其所  
 以の他にあらざれば貴族院及び衆議院の固より同一  
 脈のものにして一方に於て議決するも他の一方に於て議決せ  
 ざれば何事も効力無ければあり若し一方のみ開け他の

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたる時の勅命を

一方の未だ開けなれど一方の尙開會中あるも他の一  
 方既に閉會し若しくは停會せられざりといふが如き事  
 ありての残りの一院にて何と議するも到底無益あると  
 以てあり左れば歐米の國會にては二院の開閉等皆同時  
 に行ふと恒と然れども英國杯にては停會に限り別々  
 に爲すと得るが如し又衆議院解散と命ぜられざる時貴  
 族院の同時に停會せらるべしとあるの固より其管の事  
 にて前にも述べしが如く貴族院ある者其議員の大體更  
 代せし永久の性質ある議院あれば解散と命ぜる事能は  
 ば故に衆議院解散の場合に停會と命じ置き衆議院の  
 新議員召集せられざる時停會と解くこととあせるあり



以て新に議員を撰擧せしめ解散の日より五箇月以内  
に之を召集せしむ

衆議院の如何ある場合に解散せらるる手既に前に述  
べらるるが衆議院と解散し其儘に打捨置く事固より出  
來難き事あると以てこの條に新議員撰擧の事と定めら  
れらるり既に憲法第七條と説明する場合に述べし如く抑  
も衆議院解散の要旨の其議員の意見と撰擧人なる人民  
の意見と異なるる異らざるうと見るにありと以てこれと  
解散せると同時に議員改撰と命ぜざる可らざるの無論  
あるが扱英國の君主のごとき古來議員と解散し其儘に  
打捨置きらるる場合から故に近頃各國に於て制定せ  
らるる憲法にては大概解散の後新議員を召集する期限

と定め置くが如し我國の將來に於て英國に於けるが如  
き懸念無きの勿論ながら専ら鄭重と旨として解散の日  
より三箇月以内には是非とも新議員を召集することと定  
められらる

第四十六條 兩議院の各々其の總議員三分の一以上  
出席せるに非ざれば議事を開き議決を爲す事を得ず

この條に於ては議院出席の定員即ち英語にてクオラム  
と稱する所のものと定められらるりこの條によれば貴族  
院衆議院孰れにしても議事を開き議決を爲すに非  
その總人數三分の一以上の出席と要するありその總議  
員の三分の一以上が出席し議事を開き議決しする所の  
もの即ち議會の意見と表し有効あるものと見認らる



よかり假令バ衆議院あれば總人數三百名ある故其三分の一の數ある百人以上出席するにあらざれば議事と始め會議と爲ることと得ざるあり至體兩院とも開會中の議員するもの盡く出席する筈あれども或ハ疾病事故の已みがさき事情あると以て毎日残らば出席し得るとの限らざされども議會の公意と表しその議決と有功からしむるに成丈その議員の一人も多く出席すると望まざればあらば若し小人數出席して議事と開き議決と爲そ事と得ば寡人專政に傾きて折角代議の趣意に悖るものと謂はざると得ば假令政黨の競争盛にして議決の日杯に議員残らば出席することあるも平常面白くあき議案の會議に出席者の往々少數あるの各國皆免れざ

る所にてそれ故歐洲に總議員過半数の出席と俟て始めて會議と開く國々あり尤も英國庶民院の定員ハ四十人貴族院ハ三人あり我國にて種種々此邊と參酌せられかくの總議員三分の一以上の出席と俟ち議事と開き議決と爲すことに定められり

第四十七條 兩議院の議事ハ過半数を以て決ま可否同數なるとさハ議長の決する所に由る

前條に總議員三分の一以上出席せざれば會議と開く可からざと定められり此條にて總議員三分の一以上出席して議事と開きさる上其議決ハ其出席員の過半数以上の同意と要することとせられり此過半数ハ議員總人數の過半数にあらざして出席員の過半数あり



又唯多數と云ふ義にあらざれば假令茲に議論數派に分  
 れる時其中最も多數の同意を得る説に決せると  
 謂ふ意にあらざして其説の二に分るよも三四に分るよ  
 も其出席員の過半数以上の同意を得る説こそ其議會  
 の決議と爲ると云ふ意ある事と心得置かざる可から  
 又其説の二に分れて而説の人数同數ある時の双方の人  
 數に過不及なき故其時の議長の決に任することとせら  
 れるなり之と交換て見れば其同意者の各半数ある時の議  
 長の斷決に任せると云ふ意あり今此半数と言ふ以上は無  
 論其説の唯二に分れることと知るべし何とあれば若  
 し三に分るよ時の各々其説の出席員の半数と云ふこと  
 實際に於てある可からざればあり夫故假令茲に三説

ありて三説の同意者とも皆同數あるも議長其時斷決  
 と與ふるの權あり即ち可否同數とある故可と否との兩  
 説同數ある時其斷決と議長に任せると言ふことあり此議  
 長の特權即ち此斷決とカスチングボートと謂ひ通常會  
 議にてよく行ふ事あり然し議長の特權と有するも  
 のあれば政黨外に立ち不偏不黨の人物と見込て撰ばざ  
 る可からざるあり英國の貴族院にて可否兩説同數あ  
 る時の其議案と棄却するあり

第四十八條 兩議院の會議の公開を但し政府の要求  
 又其其院の決議に依り秘密會となすことを得

兩議院の會議の傍聴と許すを以て通則とし又之に取除  
 けの場合即ち傍聴と禁する變則とも設けられり公開



と云ふことの傍聴と許すと云ふ意あり傍聴と云へば誰れでも彼れでも氣儘氣隨に立聞し得ると謂ふにもあらざ澤山の山人山あれば之と禁むることあらんが兎に角その會議の模様と外に知らしむることし置くあり抑も議會と公開とべきの言ふと俟さることあり天王陛下下が議員と召集し天下の萬機と公論に決せらるる事あれば其會議として世人に知らしめざれば敵慮に背くとあるべし又全國の人民が其議員と撰擧して已れ等に代つて議政せしむるに其の議政の有様が肝心の人民に知れざるに於ての實に不都合あることあらざや立法者の意思として人民に通せしめ秘密政治に依らざるは是れ立憲政体の立憲政体たる所ありされども外交の事戦

争の事にして之と秘密にせざれば我國に不利ある事ある故政府より要求ありたる時或の議院法に定まる所の議長又の議員十人以上の發議に由り議院之と可決しする時の公會の議會として秘密會の議會とあそことと得るあり

第四十九條 兩議院の各々天皇に上奏せることを得

此條の立法部たる帝國議會の各院が親しく天皇に上奏するの權利ある事と云ひ極めて大切の箇條あり蓋し議院が天皇に上奏する手續の議院法と以て定めらるるが如く國務大臣の紹介に依り議長謁見と乞ふて奏上する事あるが之の日本の議院にのみ限る特權にあらざ西洋各國の國會大概この權と有すると聞く左りながら我帝國



議會の兩院の此權利と特に貴重して利用するの必要あり  
 るべし其所以の西洋諸國の憲法にてこの上奏の權の  
 外に彈劾の權利ある者ありて若し内閣の大員と始め重  
 かる官吏に不都合ある所行ある時内閣の議員被告と  
 り上院議員裁判官とありて吟味と爲その仕組おれども  
 我憲法に其仕組無きと以て或此權利と利用して何  
 とせざる可からざる事無きにあらざるべく其他此箇  
 條によりて興られざる權利により親く天皇陛下に謁見  
 し聖慮と煩し奉るべき事種々あるべし然れども此上奏  
 の權利の濫りに用ひべきものにあらざる重大の事件に限  
 りこの權利に依り上奏し聖慮と煩し奉るべき事あり事の  
 序に一言し置くべき日本憲法中に彈劾の權利を附

與その箇條無き憲法の欠典あるといふことあり  
 余と以て見るに日本の憲法中彈劾の箇條無しと雖も愛  
 ふるに足らざる彈劾といふこと往時無論必要の箇條  
 ありしに相違無けれど近年西洋諸國にて内閣更迭と  
 いふ事は行はれ人望と失ひ議院に於て其仲間小人数と  
 れる内閣員の引連れて辭職するといふ仕組にあり居る  
 事あれば業々しく彈劾おどと爲その必要無きありし  
 との事英國おどにてこの八十年間一度も彈劾と行ひ  
 ざる事無しと聞けり左れば日本に於て今更彈劾の箇條  
 と憲法の中に載せられれば左ほどの役に立つまじ  
 く其より已と得ざる場合にての上奏の權利と利用  
 し置き早く内閣更迭の習慣起らん事と希望する方宜し



第五十條 兩議院の臣民より呈出せる請願書を受くる事を得

この箇條の議院が人民より請願書を受くるを得ること  
と云ふ既に前に説明しよるが如く議院の人民の代議士  
が集りよる所おれば其相談せる事人民に不利あるべき  
等無ければ或の見落し聞残し等ありて人民の利害に  
親切あらざりし場合無しとの云ひ難し斯る場合に人  
民より請願書と議院に呈し實情と述べ其注意を乞ふの  
必要あるべし又帝國議會の議員と雖も満能力と有する  
別にても無ければ議院外より注意して其議決を促その  
必要無きにあらざるべし左れば帝國議會の兩議院は是

第五十一條 兩議院の此憲法及び議院法に掲ぐるもの外内部の整理に必要な諸規則を定むることを得

非とも請願書を受けざるべからざるが如何ある請願書  
にてもこれと受理するといふ別にの参り難しことと以  
て議院法第十三章第六十二條より第七十一條に至る諸  
條に於て請願書に關する種々事項と定めたり  
第五十一條 兩議院の此憲法及び議院法に掲ぐるもの  
外内部の整理に必要な諸規則を定むることを得  
此條の別に細うき説明を要せざるべし兩議院立法上の  
權限及び其整理に關する規則の大跡の憲法及び議院法  
と以て定められされど帝國議會と開會しイザ議事に取  
かゝるといふ事に相成る時にの副議といふて議論の問  
題と擔ぎ出を事に關する方法討議といふて討論と爲そ



の方法決議といふて問題と何れに極める方法等と始  
め種々雑多の規則と定めざる可から何に致せ三百有  
餘の喧しき論客が集りて議論と爲る場所の事あれば上  
院に於ても下院に於ても夫々綿密なる規則と設けて議  
事の紊れざる様爲さる可から先づこの規則の両議  
院各々便宜と考へ必要と見計ひて勝手に定むべき旨と  
ここに掲げざるあり

第五十二條 兩議院の議員の議院に於て發言したる  
意見及び表決につき院外に於て責を負ふこと無し但  
し議員自ら其言論を演説刊行筆記又ハ其他の方法を  
以て公布したる時ハ一般の法律に依り處分せらるべ  
し

この條の議員言論の自由と確りめし條にして最も大切  
あり即ち其大意の議員が議院内に於て如何なる言語と  
吐くも如何なる議論に賛成して其方に起立するもそれ  
が爲に院の外に於て罰せらるゝが如きことあるべから  
ず但し議院内に於て述べし事と演説若くは新聞等の手  
段により議院の外に於て世人に告げざる時ハ別段あり  
といふ意味あり蓋しこの箇條と解釋するに當りて最も  
注意すべきの院外といふ二字にあり議員が議院に於て  
如何なる演説と爲るも如何なる議論に賛成するも院外  
に於ての罰せられざれど院内に於ても亦罰せられざれ  
といふ意味にあらざれ抑も帝國議會ある者の獨立の立法部  
にして他より恣まゝに干渉されべきものにあらざるハ



勿論随ッて其議員と其自ら罰すべき権利ある者あると  
 以てたとへ議員が如何ある亂暴の言と吐くも院外の裁  
 判所に於てこれと裁判し處罰するが如きことハ議會の  
 獨立立法部さる躰面と毀くる者あり然れども若し左る  
 亂暴の言と吐く議員ある時ハ各議院ハ固よりこれと罰  
 すべきそれガ爲め議院法第十八章に於て懲罰の事と定  
 め懲罰委員と設くる手續等も定めあるあり此の議員言  
 論自由の事に就てハ英國の國會の如き古より大に苦辛  
 と嘗め力と極めて政府の干渉に抵抗しよりしが近年漸  
 く安心の場合とあれり左れど今日に於ても英國の衆議  
 院ハ國會と開く度とに其議長として權利の請願ある  
 者として爲さしめ其中にこの言論自由の事とも含ましめて

國會が古よりして權利と有する事と特に議長として斷  
 らしむるといふ  
 この箇條の但し書に就ても特にこゝに一言し置かざる  
 可らば前にも云ふが如く帝國議會の兩院ハ院外の裁判  
 所等として其議員と罰せしめせしめ(議員が發言しざる意見  
 及表決に付て)罰すべき場合にハ自らこれと罰すると雖  
 も若し議員にして自ら其言論と演説刊行筆記するが如  
 き事ある時ハ最早院内の問題からば議員が好んで院外  
 に持出しさるものあれば最早議院の關係をべき限にあ  
 らざ故に若し其中に法律に觸る可きことあるに於てハ  
 通常の裁判所の遠慮無く裁判と爲し相當の罰に處する  
 と得べし左りあがらこの但し書と讀むに當り讀者ハ自



○の二字に注意せると要するあり若し議員自ら其言論  
 と演説刊行筆記して公布しるにあらざ他人これと爲  
 したる時に議員の責任無き事勿論ありこの事に就て  
 の英國憲法あどに面白き先例等あり最も説明に適當  
 なる材料もあれど事長ければこゝに省けり

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又ハ内亂外患  
 に因る罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕  
 せらるることなし

この條も亦前條の如く議員の特權を示しよるものあり  
 元來議員の議會と組立るものにして謂へば立法府の一  
 部分あると以て若し猥に之と逮捕せば大に立法の事務  
 と妨ぐるのみあらざ議會の榮譽と損ざることあるべし

是故に議員なるもの議會の内にある時の勿論議會外に  
 ある時と雖も其議會の開會中の刑事に付き逮捕拘引せ  
 らるることなし若し之と逮捕せんと欲するあれば是非  
 其院の許諾と經ざる可からず議院にして之と許諾せば  
 よし若し之と許諾せざれば司法官も警察官も仕方なく  
 其會議の終ると待たざる可からず斯く會期中の議員と  
 待つに特別の取扱ひと以てせらるるもこれに又取除  
 あり即ち直接に社會の平和と害し國家の安寧と妨ぐる  
 彼の刑法第二章第一節に在る内亂に關する罪同法同章  
 第二節に在る外患に關する罪と犯せる時のごとく或ハ  
 現に其罪と犯せんと發覺しよる時の如きハ敢て議院の許  
 諾と經ると要せざ警察官司法官の直に議員と逮捕する



とと得るあり假令バ先頃大赦せられし大井河野渡部等の諸氏衆議院議員に撰擧されし後彼の外患に關する朝鮮事件内亂に關する福島事件と企てふりとせんか氏等の議院の許諾を經ると經ざるに論あく全で議院に懸念あくして逮捕せらるゝあり然れども此條の議員の優待と示しざる條あり六七年前の事ありき東京代官人組合より日報社長福地氏と相手取て名譽回復の訴へと起せしことありしが福地氏の當時府會議員にして府會開會中なるを以て裁判所の召喚に應せざと威張り府會も亦福地氏と保護せしことありし府縣會規則にこの事に付き明文なき故無論其召喚に應ぜべき筈あらんが斯く府縣會議員にして且つ民事の訴訟でさへ此の如く其

特權を振廻さんとするものと況んや帝國議會の議員のことかれバ此位の特權を興へらるゝの固より其筈ありといふべし

第五十四條 國務大臣及び政府委員ハ何時にても各議院に出席し及び發言せることを得

國務大臣とい内大臣と宮内大臣と除き各省の大臣とい政府委員とい何官何職と問はせ政府より特命せられて政府より出しざる議案の説明答辨と爲そ人と云ふ此人々の何時たりとも貴族院衆議院何の議院へも出でず發言即ち辨論することを得るあり然れども此人々の決して議決の投票中に加はることと得ざるあり今普通の會議にて番外議員と云ふ所のものに當れり何故此等の



大臣委員が議決投票の数の中に加はらざるかと謂へば  
その議員あらざるが故あり英國を始め政黨内閣制度の  
國にては大臣次官等議員と兼るが故に斯くの如き區別  
と立るも必要無し我國にても早く左様に爲したきもの  
あり

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣は天皇を補弼し其責に任ぜ  
凡て法律勅令其他國務に關する詔勅は國務大臣の副  
署を要せ

この第四章の唯二條のみにて前條に於ては國務大臣の  
責任を定め後條に於ては樞密顧問の權限を示されり  
扱此國務各大臣との前にも言へる如く内大臣宮内大臣

と除くの外各省の大臣即ち行政各部の主任にして此諸  
大臣は天皇陛下行政權と行はるるに付き陛下と補佐し  
奉り其委任されざる國務に任ぜる換りに其政治の方畧  
に付き萬一錯誤ありて憲法其他の法律に違背すること  
ある時天皇陛下の其責を負せ賜はせ之と補佐する國  
務大臣こそ其責を負ひ上の陛下に對し下の人民に對し  
懲罰と甘んじて其罪を謝せざる可らざるあり是れ畢竟  
大臣たるもの陛下の行政權と行はるるに當り之と補  
佐し奉つるを以て萬一にも行政上の錯誤あれば國務大  
臣其忠誠を怠りざるに歸因し決して陛下の御心より出  
でざるにあらざればあり而して大臣其責に任ぜること  
を證明するに本條第二項にある如く議會の協賛を経



陛下が之と裁可し給ひたる法律又陛下の大權に依り發せらるる勅令其他國務に關る詔勅等と發布するに其主任の大臣の御名御璽の下に其名と書き副ると要す此の如くにして副署しする大臣に其責のあることと明かにするあり此責任のことに付て各自責任と聯帶責任の二あり聯帶責任との國務各大臣が一部一省の主任大臣の執政に付きても猶同一に責任を負ふことあり各自責任との之に反し我憲法に規定されたる如く其法律勅令詔勅に副署しする大臣のみ其責に任せること云ふあり政黨内閣の行はるる國にて内閣の責任の連帶ありといへど問題によりて各自責任にて濟むことあり我國の内閣にも連帶責任の事あるべきの無論あるべし各の

第五十六條 樞密顧問の樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮問に應へ重要な國務を審議せ

一字により連帶責任の事無しといひ難からん  
 此條と讀み樞密院と以て帝國議會と同一の事と爲すも  
 のと考ふ可らば帝國議會の憲法第三十七條第三十八條  
 にある如く法律と議決する所あり樞密院之と違ひ唯  
 陛下の御諮問に奉答して忠告と與るのみにて陛下の思  
 召により一應樞密顧問の意見とも聞てし召し御参考と  
 遊ばそが如きことある故に御諮問あるとあきと奉  
 答と嘉納し給ふと給はざるも皆陛下の御ことろの儘に  
 て決して議會の決議の如き重きものにあらざ故に帝國  
 議會の方にて法律と議決せよと云ひ樞密院の方にて



唯國務と審議と云ひ帝國議會の議決の直に法律とあるの効力と有し樞密院の審議の陛下に忠告し奉るに止り直に法律とあるの効力と有せざるありこの條中に樞密院官制とあるの去る廿一年四月廿八日布告の樞密院官制の事にて又本條に重要な國務とあるの同官制第六條に在る(一)憲法及び憲法に附屬する法律の解釋に關し及び豫算其他會計上の疑義に關する爭議(二)憲法の改正又の憲法に附屬する法律の改正に關する草案(三)重要なる勅令(四)新法の草案又の現行法律廢止改正に關する草案列國交渉の條約及び行政組織の計畫(五)前諸項に掲ぐるものゝ外行政又の會計上重要な事項に付き特に勅令と以て諮詢せられるとき又の法律命令に依て特に

樞密院の諮詢と經ると要する時等のことと云ふ事の序にいふ外國に於て樞密院ある者有る所と無き所とあり有る所にてても有名無實とされる所あり日本の樞密院の憲法にて斯く定めざるあればたとひ有名無實とあるも廢止せらるゝ如きことゝ萬あかるべし

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ裁判所の構成ハ法律を以て之を定む  
 憲法第五章の専ら司法に關する事と定めり第三章に於ての専ら立法部たる帝國議會に關する事と定め第四章に於ての行政部の中心たる國務大臣樞密顧問の事と規定しされべきに司法部に關する事と定めるの順序と



いふべし扱この五十七條に於ての司法權の如何ある所にて行ふ者あるりと定めざるあり蓋し司法權を行ひ裁判と爲その事の何れの國に於ても君主の掌る所にして遠き古に於ての君主自ら裁判と爲せるものあるが追々裁判所ある者と設け裁判官と置きこれとして裁判と爲さしむる事とされり然れども裁判と爲るに當つて君主の名と用ひてこれと爲ること何れの國に於ても異なる事無し即ち言葉と換へて云へば裁判官の君主の名代として裁判を行ふ者にして表面の君主自ら裁判と行ふことに成り居るあり尤も斯く云はると君主が何時にても自ら裁判と爲し得べしといふ次第にあらざれば既に裁判官に裁判と委託しざる上の君主自ら裁判すること

第五十八條 裁判官の法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ぜ

能はせ余が前に述べし英王ジェームス一世が自ら裁判と爲さんとして判事の爲に拒まれし例と参照せしこの條の説明と爲るに當り注意せると要するの法律に依るといふ文字あり裁判所が法と執行し裁判と爲るに當りての法律の定むる所に依りこれと爲ると要し濫に爲るべからず即ち民法と執行するに訴訟法の定めたる所に隨ひ刑法と執行するに治罪法の規定する所に隨ふの類あり扱又司法權と執行する裁判所其物の紐立の如何にして定むるるといふに帝國議會の決議と天皇陛下の裁可と經ざる法律と以て定むるあり



裁判官の刑法の宣告又の懲戒の處分に由るの外其職を免ぜらるること無し

懲戒の條規の法律を以て之を定む

この條の第一に裁判官の資格の事と云ひ第二に其終身官たる事と明らにし第三に其懲戒の事と云へり既に裁判所と設くる上其裁判と掌る裁判官を置くざる可らざるの勿論あがら裁判官に任ざる者の資格の法律と以て定むるとあり即ち年齢何歳以上にして何程の學識あり如何ある品行の者と擧ぐる等皆法律を以て定めこれに相應しる者と擧げて裁判官とあそあり即ち裁判官たるべき者の豫て法律と以て定めざる資格に相應しる者に限り陛下の勅命行政官の隨意に任命する事能は

せ扱裁判官と任するに斯くの如く嚴ある代りに一たび裁判官とされる者の終身其職を免せらるる事無し尤も罪と犯して刑法に觸れ又の豫じめ定めある懲戒の法律に觸るるが如き場合の別段あれど左無き時に生

涯職と罷めらるること無し抑も何故に斯く裁判官の任免と嚴重に爲し殊にこれと終身官と爲すかといふに彼の司法權獨立といふ言葉によりて明かあるが如く裁判官ある者の其身分獨立し居りて公平無私の裁判と爲すの必要あればあり裁判の極意の公平といふ二字に外あらざればあり蓋し若し裁判官の地位不安全にして何時免職と蒙るう分らざるが如き有様にては權勢ある人に對し公平の裁判の爲し難



うらん或のまゝ利益の爲に裁判と柱るが如きことも無  
しとせよ又任命の際行政官の御蔭と蒙るが如きことあ  
るに於て其指揮に依りて裁判と爲その虞れもあるべ  
し裁判官と懲戒せる處分と法律にて定むる云々の別段  
説明と要せざるべし

第五十九條

裁判の對審判決之を公開せ但し安寧

秩序又ハ風俗を害せるの虞あるときハ法律に依り又

ハ裁判所の決議を以て對審の公開を停ることを得

本條ハ裁判の公開と規定しよる者あり抑も裁判と公開  
し誰れ人にも傍聴と許し事ハ今日既に行はるゝ事あれ  
バ別段説明と要せざる事あがら讀者ハ裁判公開せられ  
ざる時不正ある事不公平ある事ハ裁判所内に行はれ

ると思ひ司法權を以て人民の權利と守護するにハ公開  
主義の是非とも必要ある事と悟らざる可ら公明主義  
ハ實に必要ありこの事定らざる間ハ西洋にても日本に  
ても岩永左衛門の亞流展々私曲と逞しうしより左りあ  
がら裁判の如何ある場合にても必要公開せることにハ  
爲しがよし容易あらざる事件と審判するに際し若し言  
論過激に渉るが如きことありて之と傍聴せしむる時ハ  
人心と激昂せしめ随つて社會の安寧秩序に害ある歟或  
ハ彼の強姦事件の如き辨論勢ハ淫猥の事に涉りこれと  
傍聴せしむる時ハ社會の風俗と害せるの虞ある場合に  
於てハ豫じめ制定しある法律の明文に隨ひ若くハこれ  
と裁判する裁判所の決議に依り傍聴と禁するハ固より



止と得ざる事あり  
第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべき者ハ別に法律を以て之を定む

前の諸條の専ら通常裁判に關する事あるがこの他特別裁判所の管轄に屬すべき裁判事件尠からざたとへば海陸軍の犯罪と裁判し行政上の訴訟と裁判する裁判所の如きこれありこれらハ皆特別の犯罪訴訟に限り裁判と爲る場所あると以て特別裁判所といふ扱てこの特別裁判所の管轄に屬すべき審判に關する事の必せしも前の諸條に述べたる所に據らざ別に法律と以て定むることあり

第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害

せられりとせるの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべき者ハ司法裁判所に於て受理せるの限にあらざ

この條に於てハ行政裁判所といふ一種の特別裁判所と通常の司法裁判所との區別權限と定めより行政裁判所とい如何ある裁判所あるうといふに行政官が發じざる命令又ハ其爲しする處分が法律に違背し居りそれが爲に命令せられ處分せられざる人民が損害を受け權利を毀はれざる場合に訴訟と起す所の裁判所にして罪人を捕へ刑罰に處し若くハ甲乙人民間の權利の事と裁判せる通常の司法裁判所との性質大に異なる所あり扱てこの條に於てハ右の如き事件と裁判すべき行政裁判所と通



常の司法裁判所との區別と明示しざる者にして若し右の如き行政官廳の違法處分により權利を傷けられ害せられざる者ありて若し其者誤りて右に關する訴訟を通常の司法裁判所に向ひ起すことあるも司法裁判所のこれと受理し裁判と引受くべからざる事と云へりこれと引受けて裁判と爲すの其權限の外あることと明かにしざるあり我國今日の所にて未だ行政裁判所あるもの無しと雖も斯く憲法にて行政裁判所の事と云ひ又地方自治の諸制度中にも行政裁判所のことと載せあること以て日あらざこれと組織せらるること勿論あり聞く所によれば目下政府に於て其仕組と取調中ありと近日發表の上其如何ある仕組如何ある事と掌るものある

といふこと明らにあるべし

第六章 會計

第六十二條 新に租税を課し及租率を變更せるハ法律を以て之を定むべし

但し報償に属せる行政上の手数料及其他の收納金ハ前項の限りにあらざ

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すハ帝國議會の協賛を経べし

日本憲法第六章の日本政府の會計に關する事と定めり蓋し憲法と制定し國の制度と變じて立憲制度とあるの要の人民の權利自由を確りめ立法の事に代議士と參



與せしめ其承諾無きもの法律と得せしめざるにありと雖も能く政府の會計と取えまり人民の代議士が承諾せざる費目拂ふと得て其承諾せざる租税の課をると得ざるが如くすることとす其一大主眼といふべし而して熟ら西洋に於ける立憲制度の歴史と案をるに政府の費用と取締り租税の賦課と承諾することの人民の權利自由と確りむる事其立法に參與するに至れることの源因あるが如くありたとへば英國の如き其諸王が財政の困難と感じざるが抑も人民の代議士と召し集むるに至りたる重なる理由にして代議士の王の要求に應じ納税の事と議決する報酬として種々の權利と要求し虐政の防禦とあるべき英文等と予し受けて終に今日の

如く勢力と有する事とされるあり左ればハラムといへる英國の憲法史家の曰く我々英國人の權利の我々祖先の金産と以て購ひ得るありといへり以上の如き次第あれば大日本帝國憲法と讀む者殊にこの會計の章に注意せざるべからず

第六十二條の新に租税と課し及び税率と變更するの法律と以てこれと定むべしといへり即ち憲法制定せられざる以前にありての租税と課し税率と變更するの政府の隨意ありしが向後の新税と起る場合の勿論常に税率と變更する場合には帝國議會の議決しざる法律に據らざるべからざることとされるあり扱て新税と課するといふの從來無き所の税目と定め課税する事にして税



率と變更せるとの税目と改むるにあらざ従來の租税の割合を増し若くは減ることにしてたとへば地價二分五厘の地租と二分に減じ若くは三分に引上るが如きといふ案定るにこの條に新に租税を課する事と税率と變更する事といふといへども舊來の税目と廢する事と云は左りかからこれの新に租税を課するといふことの中に含まり居ること無論あるべし

右の如く新に税目と考へ出して人民に課税せんとする場合はよび租税の割合と増減する場合は是非とも帝國議會の議決と要することあるが報酬に属する行政上の手数料等たとへば地券書替手数料といふが如きもの素と租税にあらざ随つてこれを課するも人民一般の

負擔と増すこと無く只其手数料と政府に對して請ふ者ののみが負擔する所のものあれば之だけの前の如く帝國議會の議決と經るに及ばざ政府の隨意と以て新に賦課し若くは其割合と更ふると得ることと爲せり

扱又政府の場合により國內若くは國外より國債と募らざる可らざることありこの場合に如何あるうといふに國債あるもの租税と同じく無論人民一般の負擔をべき者其借金するに相違なければ之と借入るる前に代議士に相談し其議決と經るべからざ又かねて豫算と以て定めざる諸入費の豫算と議するに際し議決せしむる者あるが其他豫算の中に含まれざる臨時の契約と政府に於て取結ぶ必要あり夫が爲に國庫より支出と要を



るが如き時に無論それの夫として別に帝國議會の評議にかけ其決議とまちて而して後に契約と取結ぶ様にせざるべからざるにこの條に於て定めざる所の荷も一般人民の負擔とあるべき者の必を豫じめ議會の議決と要するといふ意ありと識べし

第六十三條 現行の租税の更に法律を以て之を改めざる限の舊に依て之を徴収せ

新に租税と課し税率と變更する時に帝國議會の承諾と要する事前條に定めざるが如くあるが未だ帝國議會の開設せられざる今日の租税の帝國議會の開かるよととも悉くこれと廢し更に新税目と定むるうといふに決して然らば帝國議會に於て從來の税法と不便とし

これと改正するの法律と議決する時の格別左無き時に舊の儘にこれと徴収するとあり例ば地租の如き所得税の如き將來改正の議起るまで今日通りに徴収せらるる者と知るべし

この條と讀みて前條の新に租税と課し及び税率と變更する云々の語の中に税目と變更する事ともまゝ含まる事と悟らざるべからば前條と文字通りに解釋する時新税と起る時及び税率と改正する時のみ帝國議會の承諾と經るが如くあれどこの條に更に法律と以て之と改めざる限とあるが故に帝國議會の管に新税と課する場合に關係するのみならず舊税と廢するの議も亦唱ふるを得るや明かあり



第六十四條 國家の歳出歳入の毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

豫算の款項に超過し又ハ豫算の外に生じたる支出ある時ハ後日帝國議會の承諾を求むるを要せ

この條ハ帝國議會政府の豫算と議する事といふ立憲國に於てハ政府人民の承諾と得て租税と課せざる可らざる而して租税と課するの承諾と得んとおれば其歳政府の費用ハ大概幾何あるやと豫じめ調査しこれと償ふに如何ある方法と以てする乎といふ見込と立てこれと帝國議會に提出し其審査と乞はざるべからせ帝國議會の政府の當局者ハ調製するこの歳出歳入の豫算中先づ其歳出の果して節減し難きや否やと調べ若し減せべしと

思ふ時に如何ある費目に向つて節約と爲すべきやと定め扱てギリ／＼決着といふ所にて次にこの歳出と償ふべき歳入の方案と調査し税法宜しきと得ざるハ税率重きに過ぎざるやと善く取調べ必要の脩正と爲して而して後其決議と天皇陛下に上奏し陛下これと御裁可あり當局者として其決議通りに租税と集め其決議通りに支拂と爲さしめ給ふより以上の如くする時ハ政府の方にも成る可く議會の攻撃を受けざる様充分注意し節約の出来る丈節約と爲す目的にて案と立て尙其上に議會に於て衆議員ハ皿眼にあり節約と爲し得べき運と取るが故に政府の暮し方に冗なき様に成るべし

右の如く當局者の歳出歳入の豫算と立て帝國議會の決



第六十五條

豫算の前に衆議院に提出せよ

議と經る上り勉めて其通りに會計と行いざる可らざる事無論あがら世の中の事の豫算通に行かぬが常あれ  
 毎々々々決算に至りて豫算と毫厘の違ふしといふ次第に  
 参り難く或は又案外の事情よりして臨時に支拂  
 と要することあるべし斯る場合に豫算外あればとて拂  
 はせに濟ませる事も成り難きと以て何とて其處に融通  
 の方法と附け置く必要あり依て斯の如き場合に  
 先づ臨時に支拂ひを爲し置て後日に至り帝國議會の承  
 諾と受くることとせり若しこの臨時費にして不道理  
 ある臨時費ある時の帝國議會固より承諾と爲さざる可  
 きも若し道理ある費用ある時の承諾と爲さざる可

凡て議案の先づ貴族院に於て議するも後まゝ衆議院に  
 於て議するも差支無き事あるが豫算だけの必要先づ衆  
 議院に於て議し然る後貴族院に廻さるべからせ何と  
 かれは貴族も亦納税者に相違無けれど三千八百万の人  
 民と代表する衆議院議員殊に痛切ある利害と感せれば  
 あり案せらるに豫算即ちモチービルと先づ下院に於て議  
 する所の制の各國の憲法皆同じ事にてその理由の右述  
 る所に外あらせ而して英國の下院のこの事に就き殊に  
 重大なる権利を有るといふべし英國の貴族院の他の國  
 の上院の如く下院の議決せる豫算と修正するの權利無  
 く只全體と可決するが若くは全體と否決するの權と有  
 するのみ而して豫算の全體と否決する時の政府の立ち



行りざる事明りあれば貴族院が全體と否決するが如き  
ことの決して有り得べからず故に英國に於ての下院の  
み豫算と議するの權あり貴族院のたゞ豫算と看るの權  
あるに過ぎざといふべきあり

第六十六條 皇室經費の現在の定額に依り毎年國庫

より之を支出し將來増額を要する場を除外帝國

議會の協賛を要せず

此條の皇室經費の事と定む第六十四條と以て定めたる  
が如く國家の歳出歳入の毎年豫算を以て帝國議會の協  
賛と經ることあるが皇室の經費に限りてのこゝに特別  
の法と設けられり蓋し豫算を以て帝國議會の協賛と  
經るの歳入の議員の必持次第にて年々に増減ある事免

れざる所ありと雖も國家の元首にて在まそ所の皇室の  
歳入に年々増減ありて確定せざるに於て其威嚴と保  
ふせらるるにも差支と生ずる事無しと云ひ難く隨つて  
國家の外面にも關係せざといふべからず故にこの條  
に於て其支出の國庫よりするも永く現在の定額の儘に  
そゑ置き帝國議會として其増減に關し囑し入れしめざ  
る様爲せるあり然しあがら如何ある場合に於ても皇室  
の經費現在の額にて足れりといふべからず或は將來  
に於て其増額を要する場合無きにあらざるべければ其  
折に帝國議會として協賛せしむるとあり思ふに皇室  
の經費として較や安固あるものとあし國會の議決のま  
に増減すること無き様に約し置く事我國にのみ



限れる事によりあらざ英皇の如きも國會が一度其額を定  
めざる上り亦く其儘に据る置くの制あり  
第六十七條 憲法上の大權に基ける既定の歳出及法  
律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に属せる歳出  
ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減  
せることを得ず

この條の隨分解し難き箇條といふべし憲法上の大權に  
基ける既定の歳出との抑も如何ある者といふが案なる  
に憲法上の大權との憲法第四條以下第十七條迄の中に  
定めらる天皇陛下の特權といふあらん而してこれに基  
ける既定の歳出との天皇陛下の特權を以て定め給ふ文武官  
俸給の支出及ハ常備兵額を維持せる費用等を指すある

べし要するにこれらの事ハ天皇陛下の大權を以て其根  
本と定めさせらるる位あれば費額の点に於て議會の嘴  
ぞ入れ得ざるにあらざるも政府の同意を得ざれば廢除  
節減の決議と爲す能はざることに爲せるあるべし扱て  
又法律の結果に由り政府の義務に属せる歳出も同様あ  
りとしこれハ法律其物が帝國議會の決議により出來  
る者あれば其結果として支出と爲すと要する場合に濫  
りに節減を加へ又ハ廢除等と爲すに於てハ出るもあら  
ず引くもあらざといふ不都合を生ぜるが爲あるべし次  
に法律上政府の義務に属せる者即ち國債利子の支拂の  
如き者も亦同斷が英國などにも國債利子の支拂の  
毎年國會の議決を乞ふと要せざる事にあり居るといふ



第六十八條 特別の須要に因り政府の豫じめ年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得  
 毎年の歳入歳入の其都度豫算と議會に出して其決議と請ふことおれと政府の着手する事業の性質によりての到底一年にての終り難く其一部づゝに就て豫算と出し議決と請ひての事業のはか取りにも關係するといふが如き場合無きにあらざたとへば鉄道工事の如き海防の爲は土工と起すや如き場合これあり依りて斯る折に豫算と何年間といふ年限と定め其間の毎年引續き要する所の經費として一時に議會の協賛を求むるも差支無しとあり

第六十九條 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に

又ハ豫算の外に生じたる必要の費用に充る爲に豫備費を設くべし

憲法第六十四條に若し已と得ざる豫算外の臨時支出ある時に先づこれと支拂ひ置きて後に議會の承認を経べしといふ事あり左りおがら若し斯の如き臨時の支拂と爲さんとするに勢ひそれだけの用意と平生爲し置りざるべからば政府の懐に少しの餘裕も無きに於ての勢ひ差支と生ぜべきありこゝと以てこの條に豫備費と設くるの事と定めたりこれ亦日本憲法にのみ限れる條項にのらば何れの國にても大概豫備費と設くるの制あり英語にてこの事とコンナレンスト、フ、ア、ン、ド、といふ



第七十條 公共の安全を保持せる爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府ハ帝國議會を召集せること能はざる時の勅令に依り財政上必要の處分を爲せことを得

前項の場合に於てハ次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要せ

本條ハ憲法第八條と見合せし今第八條と見るに天皇ハ公共の安全を保持し又ハ其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發せ此勅令ハ次の會期に於て帝國議會に提出せし若議會に於て承諾せざる時の政府ハ將來に向つて

其効力を失ふことあるべしとあり誠に本條と第八條との能く似て居れども本條に於て非常の場合に於て政府ハ財政上の處分を爲せ得ることと定め第八條に於て非常の場合に於て陛下ハ獨り立法權を行はる事と示しざるものあり然れども兩條とも已と得ざるに依り臨時の變則と作らるるものにて第五條第三十七條第十四條の原則に取除けのある場合と斷り置れたるものと知るべし扱本條の意ハ第八條の所にて略分りたるからんが唯緊急の需要ある場合に於て公共の安全を保持せんとする時のみ適用せるものにして若し此二條件と欠く時の決して此條を用ふべからず本條の例を擧るに彼の九州戦争の如きヤレソと云ふ萬事至急と要する大



駭のとき大金の入用ある場合に於ては、兎ても帝國議會の議員を呼集め、少くも會議杯をして居ての間にも、拍子にも合はざるのみか、由を敷一大事とある故に、此條を據ぎ出し、議會へ相談おしに、金と借るとり、何ともし、其場と首尾能く遣て仕舞、所謂臨機應變の始末申附るあり、然れども、此臨機處分を爲し、る後、次會の會期に於て、必ず帝國議會に提出し、其の承諾と求めざる可からざるは、是れ帝國議會の協賛を経るが原則あること前に言へる如くあるを以て、おれは、茲に承諾と云ふの協賛と同意にて、唯始より議會の議決を経る時の協賛と云ひ、本條の如く、臨機處分を爲し、る後に、議院の確認を経る時の即ち承諾と云ふあり。

**第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず、又、豫算成立に至らざる時の政府は前年度の豫算を施行せしむべし**

帝國議會の毎年豫算を議するの權利あるあり、昔し英國のマチュート王統時代に、毎年豫算を議せざりし事あり、片で國會を開かざりし事もあり、又、近頃獨逸杯にて、鎮宰相が豫算と二年間据置にせんとせしことありしが、兎に角、豫算の毎年議定すべきものあり、然れども、議會が自ら其議をすべきの豫算を議定せず、又、其議定に手間取り、豫算成立の間に合はざる時の議會其權利を放棄し、るものと認め、前年度の豫算通に施行する事とせられ、るは、是れ政府するもの議會が豫算を議せぬと



が豫算と作るに間に合ぬと言て租税と取立てに居る  
譯に行かざりとして自分勝手な豫算の作られざる故  
前年度の豫算に従つて置きさへそれば其該算の矢張議  
會が議定したるものあれば先づ不都合のみさ様あると  
以て斯くのせられざるあり

第七十二條 國家の歳出入の決算の會計検査院之を  
検査確定し政府の其検査報告を俱に之を帝國議會に  
提出せべし

會計検査院の組織及職權の法律を以て之を定む  
この條の決算取調の次第と定めざるものにて政府の帝  
國議會が制しざる豫算に依り一年間之と施行しざる後  
其勘定と爲して之と會計検査院の手に廻し検査院の其

勘定に間違なきやと検査し検査報告書と添へて之を政  
府に送せよ政府の改めて其報告書と決算表と帝國議會  
に差出し之を報告せしめて此決算取調に付き最も緊  
要なる検査官の役目等此後目的勘定改めの役目等  
れは宜しく公平無私に獨立の地位に立ち決して政府  
の手抄採の蒙る可からず其故本條の第二項は此會計  
検査院の組織職權に關しては憲法法律を以て之を定め  
らるべきとあるが如し

第七章 補則

第七十三條 將來此憲法の條項を改正せるの必要あ  
る時勅命を以て議案を帝國議會の議に附せべし  
此場合に於ては兩議院の各々其三分の二以上出席せ



るに非ざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の  
二以上多数を得るに非ざれば改正の議決を爲すこと  
を得ず

この第七章の憲法及皇室典範の改正に關する事及憲法  
と他の法律規則等の關係と定められざるものにして本  
條にての憲法改正の發案權及び議定權を示されたり  
此憲法改正の發案權の何所にありと問へば則ち憲法制  
定權のある所にありと答へざる可らば何とされば制定  
と改正の事業の其外形に於て違ひあるも元々同  
の性質あるものあれば然れば其憲法の制定權の何  
處に在りやと問へば無論唯獨り我天皇陛下に在るのみ  
あり元來我國の天皇陛下が國家の統治權を總攬し玉ふ

國體あると以て其憲法の則ち欽定憲法にして我々臣民  
の之が制定に與つて力あめしむのにあらざる陛下の筆  
仁高徳ある大御心に由りしものありそれ故に此制定と同  
一の性質ある改正の發案も亦陛下獨り其權を握り玉ふ  
と知るべし抑も此憲法の天皇陛下の御心は力出しもの  
されば之と改正するの必要ありあはざる故に本條にも言  
社會の改革又已と得ざる必要ありと認めらるる時勅命を以  
るごとく其改正の必要ありと認めらるる時は勅命を以  
て議案と帝國議會に下附せらるること定められざる  
あり斯く發案權の陛下にあるものと議定するの即ち帝  
國議會の權に任じ陛下其改正を獨斷し玉はざるの深き  
御惠と稱さべし此故に此憲法の改正を議するに尋常



の議案を議する如く議員三分の二出席の上出席員の過半数のみにて決議するも違ひ議員三分の二以上の出席を要し又其出席員三分以上多数を要す是れ全く憲法改正に至る要の事なれば其議事と鄭重に鄭重に加ふるべきなり此憲法改正に付各議員然る如し此處に帝國議會の協賛を言はせしめて帝國議會に下附せらるゝあるの又憲法改正案の通常の議案と異なるを知るべし

第七十四條 皇室典範の改正ハ帝國議會の議を経るを要せず

皇室典範ハ帝國議會の議を経るを要せず

し言はば我々の一家に其内規ある如く帝室にも亦其内規あり我々一家の内規を改正するに他の干渉を受けざる如く帝室の内規を皇室典範と改正するに帝國議會の議を経るを要せざるあり何とあれば帝國議會にて議する所のもの國家一般に關する事なれば皇室典範の改正を以て帝室の私事とせられざる以上の帝國議會としてこれに干渉せしむるを要せざればあり又第二項に皇室典範を以て此の憲法の條規と變更することを得たとあるの帝室の私事と規定しうる皇室典範を以て公共の性質ある憲法の條規と變更する能はざるの意あり本條の精神に到底帝室の一家憲法と大日本帝國憲法とを分隔し相犯不能はざる事を定めざるあり



第七十五條 憲法及皇室典範の攝政を置くの間之を變更せることを得ず

抑も攝政を置かるゝの場合あるや皇室典範にある如く天皇未だ成年に達せられざるや或は天皇久じきに亘るの故に由り大政を親らせらるゝこと能はざる時皇族會議及び樞密顧問の議を経て攝政を置かるゝものにて其間天下の政治の實際天皇陛下の御心より出しものにあらずれば彼の憲法及び皇室典範の如き大切あるもの改正の之と攝政政治の間に爲さざる事と爲せるあり抑も攝政あるものには已と得ざる場合に一時大政を代理するものあれば其間に憲法或は皇室典範の如き重要なる法典を改正せず天皇親政の時を俟てこれと改正變更

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らざ此の憲法に矛盾せざる現行の法令の總て遵守の効力を有せ

の至當あること論と俟ざるべし  
第六十七條の例に依る  
本條のこれ迄政府が法律と規則と命令と又種々の名と以て出し今猶行はるゝ法令の此憲法に差障りなき以上の總て其法律規則たるの効力と失はざといふこと及び政府が既往に於て他と契約或は命令したるものにて政府の義務に属し居る歳出即ち彼の日本鐵道會社の如きと始め何年間政府が補助をべしと約束命令し



る如きもの第六十七條に定めある通り帝國議會と雖も政府の同意なくして之と廢除し又の削減せることと得せといふことと定めらるるものにして別段説明と要せざるべし

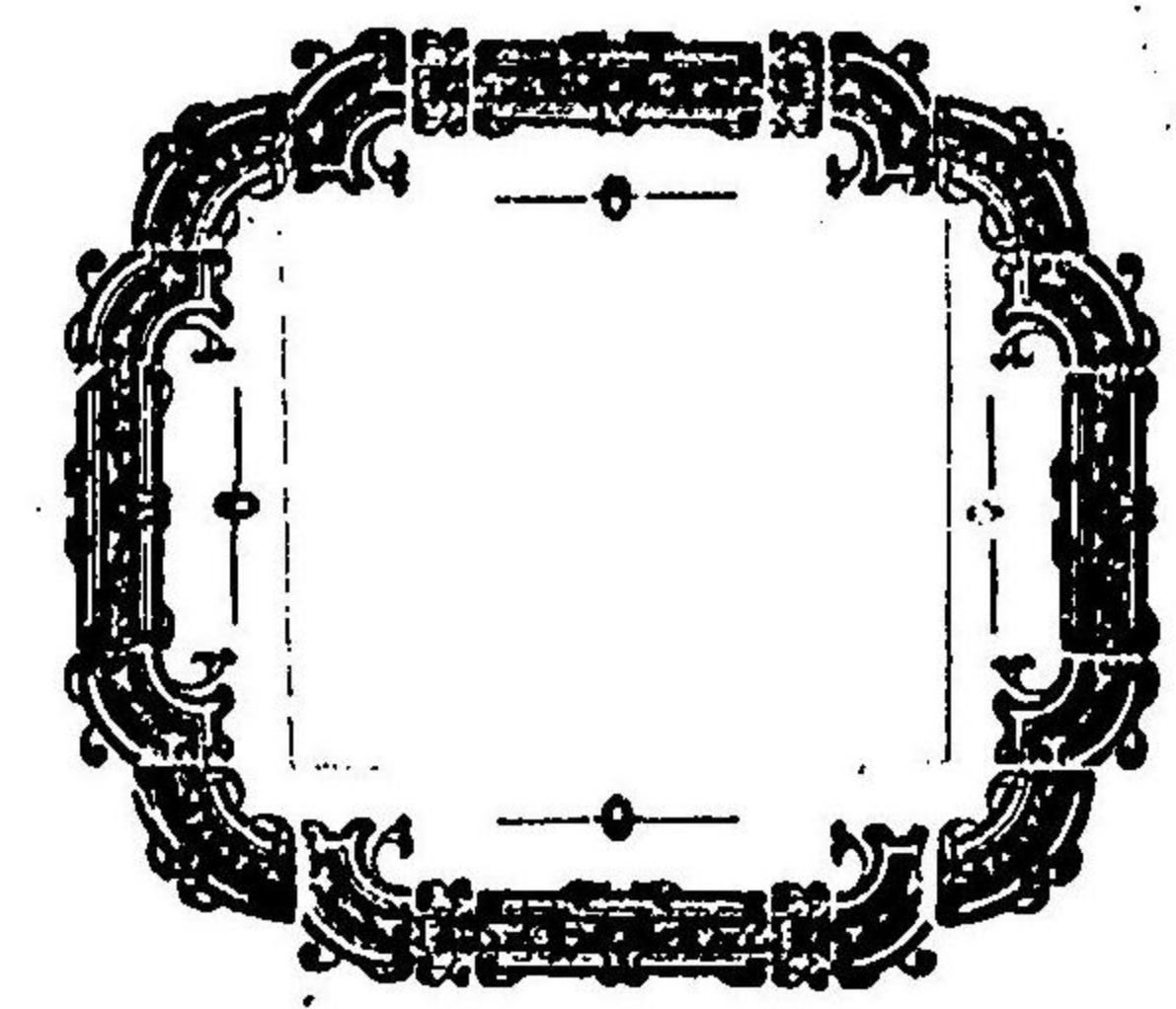
版權登錄

通大日本帝國憲法註釋終

明治廿二年四月十三日印刷  
同 年四月十六日出版

東京出版會社藏版

定價金三十拾錢



發行者 梅原忠藏  
大坂東區備後町四丁目十一番地

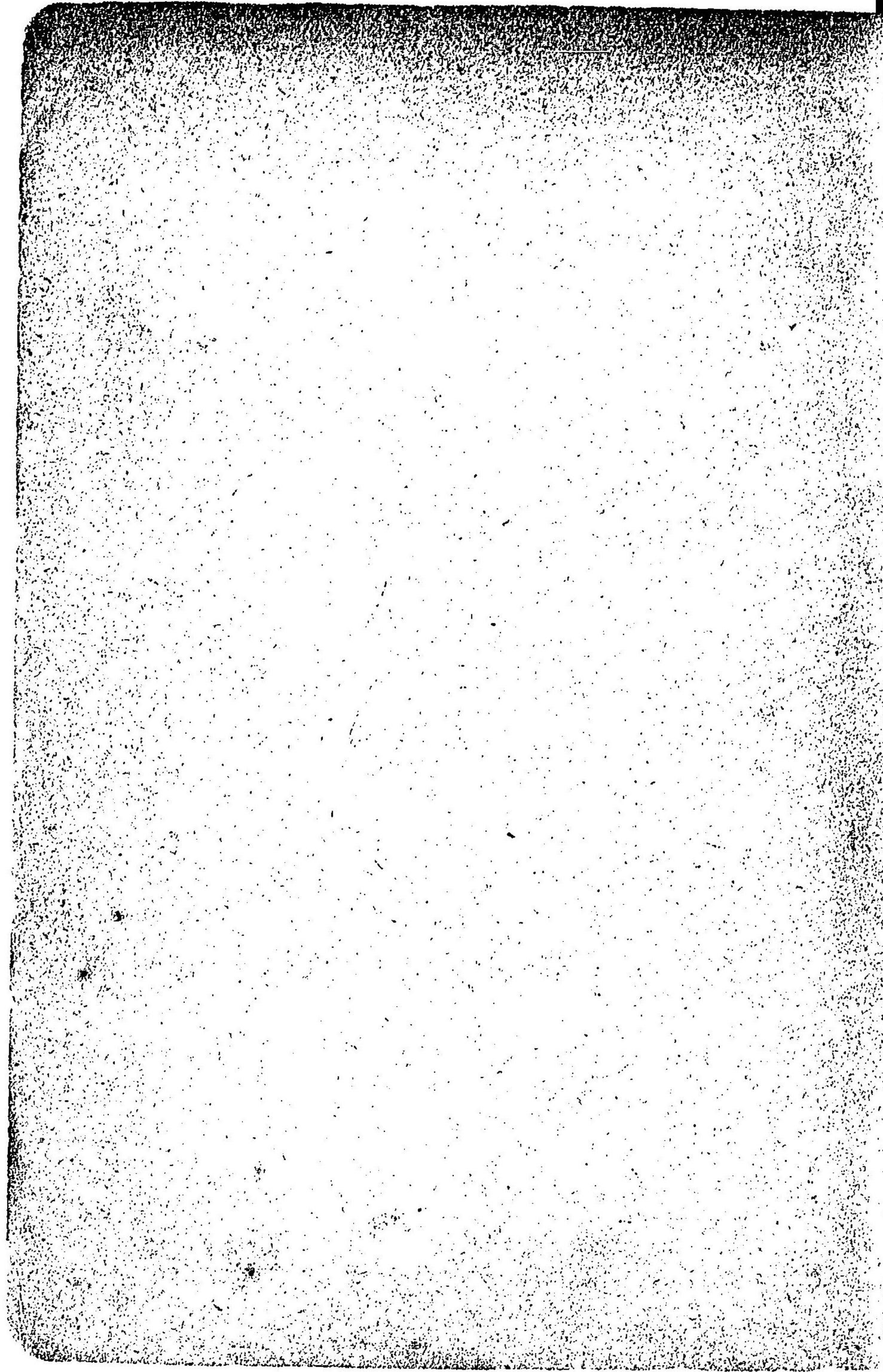
發行者 石塚徳次郎  
東京麹町區麴町三丁目十九番地

著作者 高田早苗  
東京牛込區矢來町四番地

印刷者 山森諦順  
東京々橋區銀座一丁目一番地

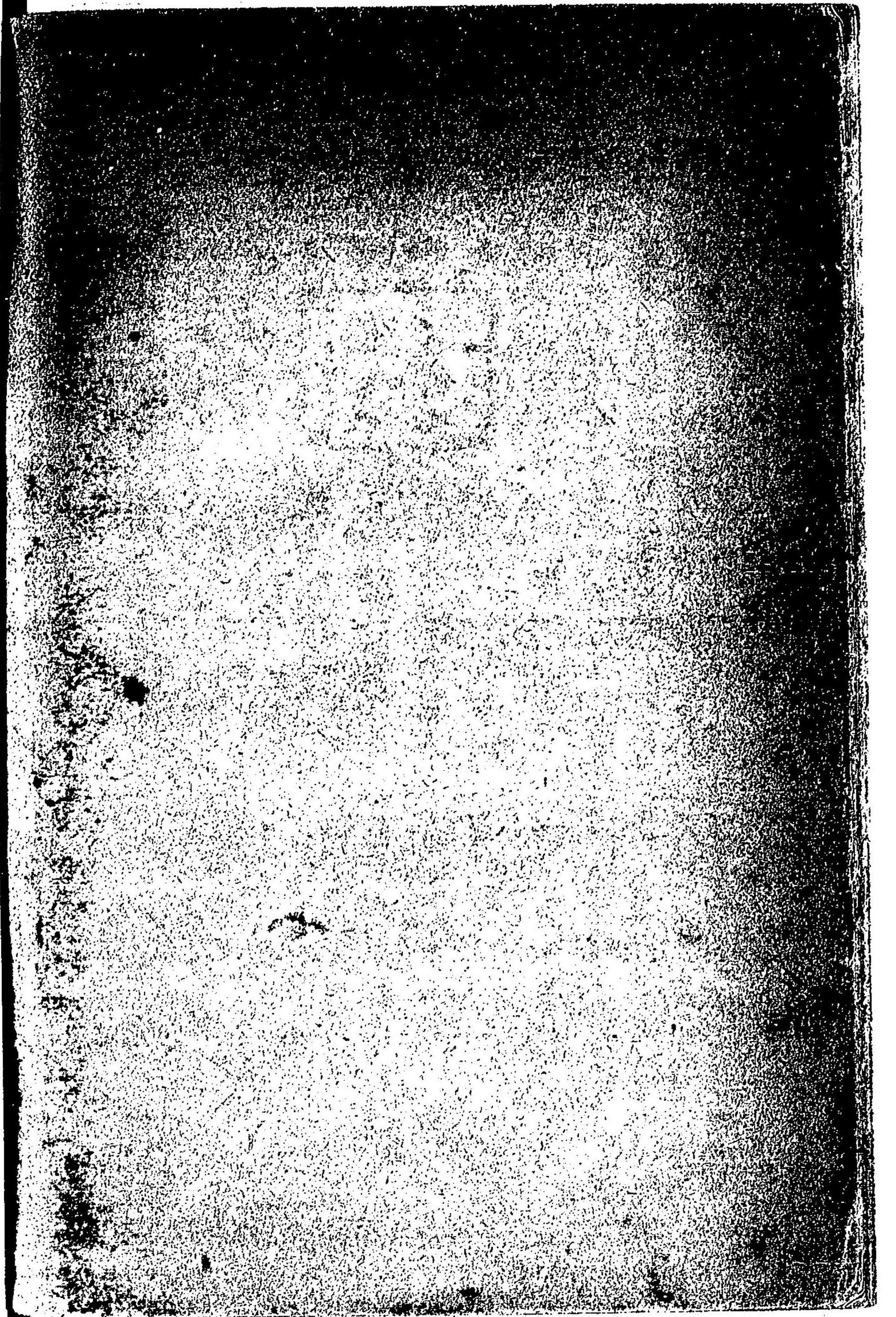
大賣 東京日本橋區大馬町佐藤乙三郎 東京神田區小川町 集成社書店  
同 日本橋區通寺丁目大倉書店 同 京橋區南紺屋町 神戸甲子二郎  
同 日本橋區通四丁目春陽堂 同 麴町區麴町三丁目 石塚文海堂  
大坂東區備後町四丁目梅原龜七 京都寺町押小路上ル 梅原龜七支店





此書係由... 卷之... 第... 頁... 凡... 者... 均... 宜... 注意... 其... 中... 之... 要... 點... 已... 經... 詳... 述... 於... 前... 文... 矣... 茲... 將... 其... 中... 之... 要... 點... 再... 行... 彙... 編... 於... 後... 以... 便... 閱... 者... 之... 參... 考... 也... 此... 佈... 宣... 統... 三... 年... 十... 月... 十... 日... 某... 人... 謹... 啟







297  
3  
205

文學士 高田早苗註釋

通俗大日本帝國憲法註釋

東京出版會社藏版

031701-000-7

特15-897

通俗大日本帝國憲法註解

高田 早直/著

M22

BBE-0328

